

第百六十九回国参議院総務委員会會議録第十四号

平成二十年五月十五日(木曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

森木 利治君  
舟山 康江君

補欠選任

加賀谷 健君  
梅村 聡君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

高嶋 良充君

加藤 敏幸君

那谷屋正義君

内藤 正光君

河合 常則君

末松 信介君

梅村 聡君

加賀谷 健君

行田 邦子君

榛葉賀津也君

武内 則男君

外山 斎君

長谷川憲正君

吉川 沙織君

磯崎 陽輔君

岸 信夫君

世耕 弘成君

二之湯 智君

溝手 顕正君

吉村剛太郎君

魚住裕一郎君

弘友 和夫君

山下 芳生君

衆議院議員

又市 征治君

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

うか。

○政府参考人(荒木慶司君) ただいまの点につきましては、私がもしすぐに対応できないような状態になりましたときには消防庁次長が対応することになります。その次であります、部長、審議官、総務課長等の順番になっております。

○榊葉賀津也君 それらの方々は、緊急時すぐに登庁できるような体制になっているんでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 私につきましては、先ほど委員からもお話ございましたように、都内に在住をしております。常時、正直休日も余り遠方には出ないようにはできるだけ心掛けておりますが、先ほどの次長以下は、これ個人のあれです。であれですが、大石次長も都内、山手線の内側の区に住んでおりますので、官邸に三十分以内で、走っても三十分ぐらいで行けるとところに住んでおります。また、ほかの先ほど申しました幹部も、遠方に宿舎を持っておりますのは紀尾井町か、いわいに宿舎を供与しております、そちらに住居をさせていただくと。もう当然、職員は様々な家庭の都合等ありますので、そういったことで遠方に幹部が出る場合には当然いざというときに備えて代わる者が必ず穴を埋められるように、そういったローテーションをきっちり、週末等は特に、実際地震等も週末に起きることが現実には多いところもございまして、その辺の体制がよろそかにならないように常に万全の配慮をしているところでございます。

○榊葉賀津也君 こういった、常に消防庁の幹部の皆さん、そして現場の皆さんは災害に備えていらっしゃる、すべての役所の皆さんが御尽力賜っていることは言うまでもないんですが、特に消防庁の皆さんにはこういった常に緊張状態で臨時の、緊急な有事に備えていらっしゃるということに心から敬意を表したいと思います。常には、いや深夜や休日であっても二名若しくは三人体制で宿直をずっと取っているということに対しても敬意を表したいと思うわけでございます。

これ本庁だけじゃなくて、各都道府県そして市町村の状況なんですけれども、消防庁の地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会が平成十九年度に出した報告書によると、今年の二月一日現在で守衛以外の職員も加わって二十四時間体制を取っている都道府県は四十団体、全体の八五％となっているんですが、緊急参集用待機宿舎が未整備で緊急参集職員の居住制限もない都道府県が何と昨年八月一日現在で三十団体、全体の六四％もありまして、また消防庁の調査によりますと、平成十八年十月一日現在で同様の体制を取っている政令市若しくは都道府県庁所在地はわずか十五団体、三〇％しかないということなんです。

この地方の有事に備えた体制、とりわけこの緊急消防援助隊の機動力が強化されるためにもこういった地方の整備や体制をきちっとする必要があると思うんですが、こういったものに対する財政措置はどのようになっているんでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 地方公共団体におきまして危機管理体制につきましては、ただいま御指摘ございましたように、私どももこれは非常に重大な関心を持っておりまして、十八年九月から地方団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会を開催しまして、その実態を把握しますとともに、どういう対応をしていくべきか検討させていただきまして、本年二月にその報告を取りまとめたところでございます。

その中で、かなり詳細にわたりますが、主な点を申し上げますと、具体的に指摘を、提言いただいた点を申し上げますと、二十四時間即応体制、今お話ございましたその整備、それから職員の危機管理能力の向上、それから危機管理体制の点検、評価、見直し、こういったことをどうするか、それから危機管理の指針等の整備、こういったことについて具体的な提言をいただいた、三月に地方団体これを参考にしっかりと取り組んでいただきたいということ、情報提供したところでございます。私どもとしましては、各地方団体におきまして

はそれぞれやっぱり地域の住民の安全、安心を守るために取り組みたいと思いますが、これにつきましては財政措置ということでございしますが、一般的にはこれは普遍的なもう行政でございしますが、地域住民の安全を守るというのは地方団体のこれは一番基本的な任務でございまして、これはまさに普遍的な財政需要として普通交付税に必要な額が包括的に算入されているということでございます。各団体の判断で、その実情に応じて的確に対応していただきたいと考えております。

○榊葉賀津也君 次に、緊急消防援助隊の出動について、幾つか具体的な質問をさせていただきます。

緊急消防援助隊の出動につきましては、消防庁長官が都道府県に要請するか指示するかは、その災害の規模によるということとなっております。ところが、これが、要請か指示かによって財政措置が大幅変わってくる。要請ですと特別交付税なんです。指示ですと国庫負担金で賄われる。この財政措置の違いはどこから生じるんでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 緊急消防援助隊の出動につきましては、ただいまお話ししますように、指示の場合と要請の場合がございしますが、まず指示の場合でございますが、これ消防庁長官の指示によりまして出動いただくわけですが、これは大規模な災害あるいは特殊な災害の場合でございます。テロ等があったような、化学テロ等がある、そういったようなケースでございまして、あると、そういったようなケースでございまして、そういった場合に、国民の生命、財産保護のため国の責任において被災地外から応援に、援助に消防力を投入するというところでございまして、しかも、この場合には、地方団体はその長官の指示に従わなければならないという法的な拘束力も有するものでございますので、この指示はですね、したがいまして、こういったケースにつきましては、必要になりました隊員の手当等の経費につきましては国が負担するという考えでございます。

これは対しまして、求めに基づいて緊急消防援助隊が出る場合でございますが、これは地方公共団体からの要請等があった場合でございますが、これはまさに地方公共団体間の相互の応援等を円滑に進めるために調整的な役割を消防庁長官が担うという性格でございまして、指示とはおのずから性格が異なるわけでございまして、したがって、この場合には相互応援という観点から、応援を受けた地方団体において経費を負担いただく、こういった仕組みになっているところでございます。

○榊葉賀津也君 今まさに長官がおっしゃったように、消防組織法第四十四条の一では、災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対して、消防庁長官は必要な措置を要請することができるということなんです。この必要があるとはいはだれがどのような基準で判断するんでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) この必要性につきましては消防庁長官の判断ということになります。災害の被害の状況、それと当該被災地方団体における消防力等で人命の救助等を的確に行えるかどうか。

まさに災害の規模あるいは被害の状況、これに依りまして、いずれにしても、私ども、個人のといいますが、消防庁長官の立場で申し上げますと、やはり人命、国民の命を守るための出動でございまして、地方団体において当然要請がそういった場合には知事からあると思いますが、その二項にございまして、いとまがないような場合、地方団体も、要すれば知事自身も被災者になっているようなケースももちろんあるわけでございますので、そういった場合には、的確に被害状況等を捕捉しまして速やかに出動の求めをする。場合によりましては、先ほど言いました第五項になりますが、四十四条五項の、極めて甚大な被害があるとか特殊な災害の場合には指示

をするということで対応することになっているところでございます。

○樺葉賀津也君 知事からの要請があったにもかかわらず、長官が必要ないと判断するケースもあり得るんですか。

○政府参考人(荒木慶司君) 現実には、そういったケースは私はずっと想定をされないというふうに思っております。

○樺葉賀津也君 消防庁が作成した今回の法律案の資料に、国民の安心、安全の確保は我が国経済社会の基盤であり、国家の基本的な責務であるというふうな文言がうたつてあるわけでございますが、迅速な判断のために、緊急援助隊が出るということはやはり相当な災害ということが想定されますので、むしろ指示に一本化して、出動した緊急援助隊の経費についても国の責務できっちり負担していくというふうな考えはないんでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 地方公共団体の災害が、地方団体が災害が発生した場合にはこれまでにも広域応援の仕組みがございまして、地方団体相互に協定等を通じて応援をするというのは従来からございます。

その上に、この阪神・淡路大震災を経験、その教訓を生かしまして現在の緊援隊の仕組みができてまして、平成十六年からは法制化もされたわけでございますが、そういった経緯から今のようないきなり組みになっていると思いますが、立法論として今委員御指摘のような考え方を取るといっても一つあるかと思いますが、やはり災害の実態なり、それに対応する地方公共団体の応援の在り方、この辺全体をトータルで考えまして、国が果たすべき責任、あるいは地方団体が、先ほども申しましたように、地方団体の本来の責務としても住民の命を守るということは、救助等を行うということは当然あるわけでございますので、その辺の仕切り、役割分担をどうするか、それに応じて国がどこまで乗り出すか、乗り出すかという面では、その財政負担も含めてどこまでを分担

してやるか、その議論だと思いますが、最後はやはり立法政策の問題になるんじゃないかと考えます。

○樺葉賀津也君 次に、危険物流出等の事故調査について伺いたいと思いますが、これが本法律案の二点目のポイントでございますが、この点につきましては後ほど同僚の吉川議員が詳しく質問されますので、私からは数点触れたいと思っております。

今月二日、熊本県玉名郡の南関町のタケノコ缶詰工場で地下タンクの貯蔵所から重油五千リットル近くが河川に流出するという事故がございました。これは燃料会社から、五月一日から油代を値上げすると言われて慌てて従来の一・五倍を月末の四月三十日に補給して漏れてしまったということなんです。今回の事故では、消防法上の危険物であるA重油、詳しくは第四類第三石油類というんですが、この漏えい事故であるわけでございますが、火災になっていないために消防機関では消防法第七章の火災原因調査に基づく事故の原因の調査を行うことができなかったということなんです。従来ですと、危険物施設、この場合は地下のタンク貯蔵所ですが、の基準適合状況などを確認する消防法第十六条の五の規定による資料提供などを通じて事故の原因調査を行う努力をすることができたわけでございます。

しかし、この法律が成立することによりまして、施行後は、改正案の第十六条の三の規定する、いわゆる製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物流出その他の事故、これは火災を除くんですが、であつて火災が発生するおそれのあったものに該当するために、消防機関がこの法に基づいて事故の原因調査をすることができるようになると、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 委員御指摘のとおりでございます。

○樺葉賀津也君 この点は高く私は評価したいと思うんですが、ただ、改正後も、これ事故が起

こつて油が出ないと事故の原因調査ができない。事故の発生が調査の前提であつて、事故が発生する蓋然性が極めて高い施設があらかじめ予防的な立入検査や調査はできないということだと思ふんですが、果たしてそれでよいのか。

むしろ、今回の様々な流出の、昨日の我が会派の部門会議でも、流出の理由の三割以上が何と劣化による漏れであるというふうなことでありまして、昨今の経済的な事情から会社側もタンクの設備やチェックにコストが回らないというふうな現実もあるのかもしれないが、むしろ、こういった老朽化が明らかであったり、事故の危険性の高い若しくは蓋然性の高いものには、これ消防庁が立入検査なり調査をできるような権限も与えていくべきではないかと思ふんですが、長官はいかがお考えでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) まさに今委員が御指摘のような考えに基づきまして今回の法改正を行つていくわけでございますが、私も消防庁としまして、これまで法に基づきまして、そういった権限の行使によりましていろいろな検査等を行う以外、やはりこれは企業におきまして、自らが保有します危険物施設を安全に管理すると、保守をするということとは企業の経済活動上もこれは大事なことでございまして、企業にも参画をいただきまして、私も行政と一緒にしまして、安全をどう確保するか、いろいろな取組をしてきております。

具体的には、平成十五年から、危険物関係業界団体それから消防関係の行政機関等の参画もいただきまして、危険物等の事故防止対策情報連絡会というものを設けまして、これはまさに官民一体で事故防止を図ろうということで、具体的方策をこれは毎年度、その時々、今はこういった辺りを特に重点的に、今お話ししましたような事故が発生したりしますので、そういった状況等も見ながら、毎年度危険物事故の防止アクションプランというものをこの場でまとめまして、民間も一緒に入っておりますので、民間の方々も共通の

認識を持つていただいて、行政と連携を取りながら一定の目標に向かって取り組んでいただくと、こういったこともやっておるところでございます。また、大規模施設であります屋外タンクの貯蔵所の耐震性の強化、あるいは地下タンク、地下配管の定期点検の基準の見直しなどにつきましても、消防庁としましてこれまで鋭意取り組んでいくところでございます。

いずれにしても、今回の法改正を契機に、これら従来からの取組と相まって、危険物施設の事故防止対策、今回の法改正によりまして更にこの危険物施設についての安全を図るためのいろいろな情報を広く集積することもできると思ふので、その辺の対策の強化を図っていきたいと思っております。

○樺葉賀津也君 危険物の貯蔵又は取扱について、一定数量未満は市町村の条例、そして一定量以上は消防法という管轄になっていきますから、企業努力並びに法整備も必要なのかもしれません。地方自治体との連携もすっかりして、こういった事故が起らないように未然の予防策が私は必要だろと思ふ。この点については後ほど吉川委員が更に質問をさせていただきますというところになっております。

次に、この機会をいただきまして、この法律とは直接は関係ないんですが、消防団の問題について若干質問をさせていただきますと思っております。

配付してある資料一にございますように、かつては二百万人以上いた消防団員が現在では九十万人を切るまでに減少してしまいました。同時に、消防団員の高齢化やサラリーマン化が進みまして、各地の消防団は大変厳しい状況にあるということなんです。地域に根付いた消防団のこういった衰退現象というのは、地方自治体にとって地域防災を考える上でこれは大変重要な問題だと私は思っております。

そこで、長官にお伺いします。消防団は一体何をやる方々なんですか。

○政府参考人(荒木慶司君) 消防団は何をするのかという消防団の任務等についての尋ねかと思えますが、御案内のとおり、我が国の消防組織法では、消防の組織体制としては、常備の消防職員によります常備の消防と非常勤によります消防団員の非常勤消防というものがございまして、現在、大まかに申しますと、常備の消防職員は十五万七千人でございまして、それに對しまして消防団員は約九十万おります。

消防団の方々は、まさに自分たちの地域を自分たちで守ろうと、郷土愛に根差すといえますが、お互いに助け合つて地域の人々の安全、安心を守ろうということと取り組んでいただいているわけですが、やはり消防団の特徴は、一つは、そういったボランティア的な性格で地域の人々のために自ら進んで日ごろから訓練をして、いざというときに対応していただくということとございしますが、やはりもう一つ大きな特徴は、非常に団員の数が、今申しましたように九十万人という数がございますので、これは更に私ども増やしたいと思っておりますが、いざ大きな災害が、地震等の災害がありましたときに、やっぱり地域の人々の安全を守る。特に避難誘導ですとか救助等の活動は、これは大勢の力がないとできませんので、そういったパワーですね、数によるそういった地域の防災力という面で非常に威力があると。

それと、言うまでもございせんが、地域の方々が構成している団でございますから地域の実情をよく分かっておりますし、しかも、地域に住んでいる、あるいはそこで働いている方々ですからすぐに現場に駆け付けられるという、そういった非常に機動性もございまして、ともかく、我が国は自然災害の多い国でございまして、消防団は国民の命を地域において守る上で極めて重要な役割を果たしていると考えております。

○樺葉賀津也君 ボランティアが公務員かといった立場ではなくて、具体的に消防署の消防士と消防団、実際の、では消火活動の場合はどのような

違いがあるんでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 先ほどの回答の中で一つ申し忘れましたが、ボランティアとは申しましたけれども、消防団員は地方公務員法上では特別職の非常勤の地方公務員でございまして、これは消防組織法上にもその身分、地位はきちんと書かれてございまして、実際に火災等があった場合でございまして、消防団員は、先ほど言いましたように、地域の方々、本来のお仕事を持っている方々でございまして、現場に近いということで、火災がありましたときに、常備の消防の消防署から駆け付けると同時、あるいは、場所によりましては、地方ですと消防団の方が先に消火活動に入るということはあると思いますが、日本の現在の現状を見ますと、やっぱり都市部におきましては常備の消防力も非常に整備されてきていますので、消防団の方々が火災現場に駆け付けるということは実際には、地方部ではありましても都会部では余りないと思っております。

では、現実には、先ほど言いましたように、消防団としましては、そういった大きな災害等がありまして、例えば阪神・淡路の大震災のときを考えていただければあれですが、あいつた各所でたくさん火災が一斉に発生するというような場合には、常備の消防だけではなかなか対応できないようなケースでございまして、この場合には、先ほどの緊援隊が駆け付けられるのもありますが、やっぱり火災の消火というのは初期が大事ですので、そういった場合考えますと、やっぱり消防団も消防の能力を十分備えていた、だくことが大事です。先ほど言いました人命救助、瓦れきの下から人を救うとか、これはまさに消防団の方々に一番活躍いただける場ではないかと。

こういった様々な面で消防団は今でも大事な役割を果たしていると考えております。

○樺葉賀津也君 多くの国民の中には消防団は消防署の活動を補完する補助的役割だと思つていらっしゃる方も多いんですが、今長官、やはり都道府県の総務部長さんを経験されていて現場よく

御存じだという感じがしたんですが、まさに消防団というのが非常に今大きな役割、まさに長官おっしゃったように、この消火活動一つ取つても、各地にある分団の詰所から、実は本署の消防署員よりも、消防士よりも先に火事現場に着くというところはこれは間々あるわけでございまして、むしろ、消防士は火事が消えればもう撤収するわけでございますが、消防団は、もう火事の場合、木材も炭化していますから、いつまた火がもう一度出る、再火するの分からないということで、二十四時間体制でその火事現場に詰めたような活動をしています、人命救助もそうですが、一年行事考えますと、その訓練含めて物すごい負担が大きいんですね。

四月ごろからポンプ車操法や査問の早朝訓練や週末訓練やったり、秋には市の防災訓練の補助をしたり、冬は徹夜で、いわゆる夜警といまして、火災の一位の原因がこれ放火ですから、そういった意味でも啓蒙活動や監視をする、監視をするという活動もやっておりますし、通常、町々にある消火栓や水利、これを点検したり、小学校や幼稚園での啓蒙活動や、これ町の花火大会なんかありますと、消防団員は花火の大会に見学することではできません。それで、消防団は水害時にはこれ水防団に早変わりいたしますから、大雨等の際にはこれ常に監視をしたりという、大変このマンパワーに実は自治体が頼つていいます。水難や山での遭難があった場合、これ全員出動して人命救助に当たるといふことなんですね。

これ大変な負担なんです、実は私も六年間、消防団員として最後はポンプ班長までやらせていただいた、大変勉強になりました。日の当たらないところで極めて重要な活動をしているのはこの消防団で、地域や地方自治体にとって消防団の再強化というのは大変望まれるところなんです。我が民主党には松下政経塾から国会議員になった人がたくさんいるわけでございまして、松下政経塾も立派な組織でございまして、この消防団で

の活動というのは大変有用な人材教育の場でもあります、誤解を恐れずに申し上げますが、お酒の飲み方から先輩との付き合いまで様々なものを勉強させていただくわけでございまして。高校を卒業しますとそれぞれ違う道を歩んで、ふるさとかから出ていく若者がまた大人になつて帰つてきて、立場を超えてもう一度一緒にふるさとのために消防活動、地域のボランティアをするというのがこれ大変有用なこととございまして、私が政治家になる原点も、実はこの消防活動を通じて、先輩方、後輩と一緒に活動して、やはりこの地域ボランティアの重要性というものを学ばせていただきました。

火事現場にも何回か行きました、焼死体を発見することも間々ありましたし、へそくりがあつたりして、消防士にはなかなか言えないんですが、樺葉さん、実はあそこタンスの後ろにへそくり隠してあるんですよ。灰になつたおれも金融機関に持つていきますと、一定以上残つていきますと取り替えてくれますから、そういった非常に感謝をされた記憶もありますし、火事はただ消せばいいと思つている方も多いんですが、実は半焼でもう家は使えません。その消火の仕方というのは実は非常に重要で、保険会社によつて半焼で出る金額と全焼で出る金額が変わりますから、ですから、全焼にするわけではないですが、やはり細かい配慮が実は地域のボランティア活動だからこそ、(発言する者あり)私の町ではそういったこととございせんが、あると。いや、これでも被害者にとつたら切実な問題なんですね。財産と同時に思い出や写真類も全部消えるわけでございまして、大変この消防が重要なんですが。

ところが、現場の消防団員には若干不満がございまして、それは消防団員の報酬や出動手当の問題なんです。実は、消防団員の報酬手当や出動手当に對しましては地方交付税措置がされているんです。平の団の場合は団員報酬が今年は昨年より五百円アップをされまして、年間三万六千五百円もらえるんです。出動手当は一回当たり七千円

となつてはいるんですが、ところが実際は、この団員報酬は市町村の条例で定められているために、交付税額よりも多い場合は一万元以上少ない金額しか団員報酬が送られていないというケースがほとんどの都道府県であるわけでございますが、こういった問題は、資料二にその資料が載っているわけですが、長官、これはしっかりと、ある種、これは言葉は悪いですが、国が市町村に団員報酬払ったにもかかわらず、それよりもはるかに少ない金額を条例で現場の団員に渡しているということになると、言葉は悪いですが、ピンはねとはいきませんが、これは切実な問題だと思ふんですが、こういった問題に対する指導や現実をどのように把握されているでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 消防団員の報酬につきましては、ただいま委員から御指摘ございましたように、市町村の実際の支給額が地方交付税で措置をしております額を下回っているというケースが多いということは私も承知しております。

これは私も、消防団の果たしている機能、その団員の果たしている役割等から見まして、やはり交付税で措置している額は最低限の額といえますが、これはあくまでも標準の交付税ですから、額でございしますが、私も消防行政を担う立場からは、是非この単価に即しまして引上げを図っていただくように機会あるごとに地方団体に對しましては要請をしているところでございます。

○榊葉賀津也君 これ年間三万六千五百円ですから、一日百円なんです。

これ、消防団は、都合のいいときは消防団は、先ほど長官がおっしゃったように、ボランティアだから我慢してくれと、またあるときは消防団員は特別職の地方公務員だから言うことを聞きなさいと。これはますますやる気なくなる。決して我々は、そして現場の消防団員はお金のためにやっているわけではございません。しかし、せめてもの消防団員に対する敬意の表し方というのは、国が交付税措置で与えている三万六千五百

円、きつちりと現場の消防団に手渡しして感謝の意を表していく。消防団とはいえ、まさに命の危険をさらしてこれ防災活動をしているわけでございしますから、これはきちつと指導をしていただきたいということをお願いをしたいというふうに思ひます。

そして、消防団の強化策についてでございますが、増田総務大臣は以前若手県知事の際に大変熱心に消防団に御理解をし、また御指導をいただいたんですが、現在消防庁では全国の消防団員を百万以上にしたいという目標を立てているというふうに聞いているんですが、百万人以上というのは平成元年以前の数字でございまして、つまりは二十年程度前の規模に戻すということなんです、一体いつごろまでにこの目標を達成されるお考えでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 今先生の方から消防団としての活動を大変実地に根差したお話を承ったわけですが、御案内のとおり、九十万をもう割るという大変深刻な事態になっておりますので、これをどのように増やしていくのか、後ほどまた御質問あるかもしれません、機能別団員の確保とかいろいろな手だてを講じていますが、いずれにしても、当面、ずつと右肩下がりであるもの、傾向を変えたいということで、まず百万の大台に乗せようではないかと、これを目標として今私も一生懸命取り組んでいるところでございます。

いつごろまでかと言われますと、実はこれについて何年までかということまで総務省あるいは消防庁として年数まで区切った明確な目標にしている。この点についてはいろいろまたおしかりいただくかもしれませんが、百万というのはやはり一つの大きな節目の数でございますので、それに向けて、また何といたしてもそこを目標にしてあらゆる施策を講じていきたいということで今考えているところでございます。

長官の方にも常々言っているんですが、とにかく県それから市町村にも声掛けをして、我々も真剣に汗をかいて、そして現場の消防団員の方々の

活動に報いることもしつつ、企業にも働きかけをして団員を確保していきたいということでございますが、御質問ということについてのお答えとしては、特に目標年限ということではなくて、大きな数値目標として今百万ということ掲げているところでございます。

○榊葉賀津也君 次に、消防団のサラリーマン化について若干触れたんですが、今強化したいと、これから若干その具体的な点について御指摘をさせていたいただきたいんですが、まさに今、昭和四十年ごろは二割程度だった消防団員における被雇用者、サラリーマンの割合が現在では七割に上っているんですね。その町に住んでいるんですが、勤務地が市外のためなかなか緊急招集のときに現地に来れないという状況になっているわけでございます。これ消防車というのは最低四人集まらないと消防車を出せないものですから、最低四人はすぐ集まれるような状況になつていないと困るわけなんです、サラリーマンが増えまして大変厳しいと。

四人というのは、機関員といましてポンプを操作する人、そして管筒員といましてホースを持つ人、しかし、これ物すごい圧が掛かるもの、それから二人いないととてもホースを持つていられない、そして、火事場まで長い場合はホースを何本も連結するので、そのジョイントをチェックするいわゆるホース周りの人員が、これ四人いないと消防車出ないということなんです、なかなか一つの分団で、サラリーマンばかりですぐ四人集まらないという状況で、消防団があつてもなかなか有事に貢献できないパターンが多いわけでございますが、それをクリアする一つの対策として勤務地団員、いわゆるその町に住んでいないんだけど、そこに働いている方々に消防団員になつてもらおうという傾向があるんですが、これに對しての取組はどのようになつていっているんでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) ただいま委員から御指摘ございましたように、現在の消防団員の約七割が被用者、サラリーマンでございまして、雇われている形でございまして、したがって、こういった方々に消防団活動にまず参加していただき、あるいはいざあつたときに活動していただくためには、事業主の方の消防団活動に対する理解がやっぱり不可欠でございますので、私もとしましては消防団協力事業所表示制度というものを導入しまして、現在、これは昨年の一月からスタートしておりますが、この普及を図っております。

その中で、今お話ございました、消防団員はそこに居住している方あるいはそこに勤務している方もこれは団員になる資格は当然あるわけでございますので、いわゆる勤務地の、勤務地団員と言いますが、こういった方々も今の事業所の理解を得てこれから更に拡大していきたいと考えているところでございます。

○榊葉賀津也君 そこで、資料三を見ていただきたいんですが、ここで、人口では大きく違うにもかかわらず、岩手県と東京都では消防団員数が余り変わらない、つまりは都市での消防団員は極めて少ないと。例えば、岩手県では人口千人当たり十七・〇三人消防団員がいるんですが、東京都はわずか一・九一人しかいないんですね。ここでもやはりサラリーマン勤務地団員を増やす必要があると思うわけでございしますが、これ、消防団協力事業所表示制度などでインセンティブを与えているんですが、なかなか機能していないというところなんです。

そこで、先ほど加賀谷委員から御指導いただいたんですが、今朝のNHKニュースで、何と、長野県だと思つた加賀谷先生はおっしゃったんですが、その事業所が消防団員を出すことによってお一人当たり十萬円の法人税を減額するというような措置をとられているというふう聞いています。消防法や建築基準法等で消火や防止のための規制というのは義務的に建物には課されているように、一定規模以上の事業所や防火対象物

に一定割合の消防団員が常時いるというようなことを奨励して、都市部の火災や防災に対応していくと、既にある防火管理者制度や自衛消防組織制度等を強化して、こういった法的な若しくは税面でのインセンティブを与えていくということも有用かと思うんですが、長官はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) ただいま委員からもお話ございました長野県におきます法人、これは住民税だったと思いますが、の優遇措置、消防団員の一定数の、そういった消防団員を、雇用者の中に消防団員を持つている企業に対してそういったインセンティブを与えるということは極めて有効でありまして、私どももこういった制度が更に普及することを期待しているところでございます。

いずれにしても、先ほど申しました、私どもが進めております消防団の活動に理解をいただく事業所を拡大するためにどういうインセンティブを与えるのがあるのか、これにつきましてこれから幅広く、今の長野のケースも参考にしまして私どもも考えてまいりたいと考えております。

○榊葉賀津也君 公務員に対しての消防団員の入団についても若干質問したかったんですが、ちよつと時間がなくなつたので私の方で指摘したいと思いますが、大臣が知事の際、岩手県で県の職員を消防団員に大変積極的に奨励して、大変パーセンテージも増やして、現在、岩手県では二万三千四百六十三人の消防団員のうち千四百六十七人、六・三％が消防団員になっていてということとで、同じ東京の三・五％に比べると大変高くなつていらっしゃるんですね。全国平均が七％ですから全国平均並みなんです。こういった取組には敬意を表したいと思うんですが、ややもすると地方公務員に消防団員のしわ寄せが大分現行つていまして、安易に公務員に頼り過ぎると、今度は公務員が有事の際に本来任務、役所の職員としての本来任務ができなくなりますので、このバランスも必要かと思うんですが、緊急的には公務員の消防

団員化というの、これ大変重要なことと思つてい

るんです。そして、もう一点お伺いしたいんですが、外国人の消防団員の入団問題なんですが、長官、外国人は消防団に入団できるんですか。

○政府参考人(荒木慶司君) それでは、私の方から外国人の消防団への入団につきましてお答えをさせていただきます。

公権力の行使、あるいは公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本の国籍を有することが必要であるという公務員に関する基本原則、いわゆる公務員に関する当然の法理と言われているものでございますが、これがございまして、したがって、国家公務員のみならず地方公務員にもこれが適用であると従来から解されているところでございます。

消防団員は、現行法令上、消防吏員と同様に一定の公権力の行使を行う権限を与えられておりますことから、日本国籍を持たない者を消防団員に任命するかどうかにつきましては、各市町村において、公務員に関する基本原則及び現行法令上消防団員に付与されている権限等を踏まえて適切に対処していただくことが必要であると考えております。

○榊葉賀津也君 端的にお伺いします。

今、外国消防団員は全国に何人いらっしゃいますか。

○政府参考人(荒木慶司君) 私ども、外国人の団員数については把握をしてございません。

○榊葉賀津也君 この見解はずっと実は変わつていないんですね。先ほどおっしゃつたように、消防団員は特別職の地方公務員と、公務員と国籍に関する明文規定はないんですが、一九五三年の内閣法制局見解や一九九六年の自治大臣談話で、消防団員は公権力の行使にかかわる公務員となるため国籍が必要という解釈なんです。今、おっしゃつたように、地方の判断に任せていると、こういう問題を地方に言わば丸投げするべきではないと思うんです。きちつとこういう問題

については消防庁並びに総務省の方で方針、指針を出すべきだと私は思っています。

長野県の真田町には、オーストラリア国籍のトイ・ピアードさんという青年が消防団としてボランティア活動していました。入団話が出た一九九六年、外国人でも消防団員になれるのかという幹部の声に自治省の返事は、良いとも悪いとも言えないが慎重に取り扱つてくれということだったそうでありまして。金沢市では、アメリカ国籍のリチャード・カーチスさんが九三年から二〇〇一年まで消防団に入団したんですが、市が国籍条項を適用して、団員ではなくて、消防協力者として火事現場にも行けなかった。訓練だけ、式典だけということだったんですが。

私は、こういった問題、地域総合防災力の充実方策に関する小委員会でもこの問題が取り扱われて、長官は、どのような勉強や研究がされているのか、しつかりと勉強していきたいというふうにおっしゃつていらっしゃるんですが、いつまでも勉強しているだけでは駄目でございます。とりわけ国際化がこれだけ進んで、静岡県浜松市は人口の三万人が外国人、私の町の人口の一〇％がブラジル人でございます。こういった外国人を救つたり有事の際に避難させるためにも、私は、慎重に議論が必要かと思ひますが、地域ボランティアではやばりある程度こういったものを認めていく必要があるのではないかと思います。

確かに、公権力の行使にかかわる問題でございますから慎重に考える必要もあるかもしれませんが、是非、この問題は国際化の流れの中で、もう地域が国際化していますから、是非とも研究を進めていただきたいと思うわけでございますが、この点で、勤務地団員、それから外国籍の団員が実際にいます。今、います。こういった方々には団員報酬、出動手当、公務員災害補償、そして退職報酬金、これは普通の団員と同様に支払われるというところでよろしいですね。

○政府参考人(荒木慶司君) お答えの前に一点、先ほどの答弁の中で修正をお願いしたいと思ひますが、私、長野県の税の優遇措置につきまして法人住民税と申しましたが、法人事業税の誤りでございましたので訂正させていただきます。

ただいまの御質問でございますが、消防団の団員になるにつきましては先ほど申しました我が国の法制上の制約等がございまして、そういった状況の中で、地方団体の判断におきまして団員になるというケースがどういう場合にあるのかです

が、私どもとしては、若干、具体の権限行使のあれで公権力の行使と先ほど申しましたのでちよつと分りにくいかもしれませんが、具体の例で申しますと、消防法の第二十九条という規定がございまして、この規定ですと、いわゆる消防活動中に破壊消防といいますが、火災を延焼を防ぐために破壊をするようなことが消防吏員、消防団員には権限として与えられていますが、まさにこれは公権力行使以外の何物でもないわけですが、こういったことも消防団員も法文上明確に権限が与えられています。

先ほど来お話でございます機能別団員というものが、私ども、これを拡大したいと考えておりますが、例えば先ほどお話ししました浜松市の場合であります、そういった外国人の住民の方が多いような地域でありましたら、災害があつたときに、通訳とかそういう避難所での支援活動を行うようなそういった機能別団員というふうなものも考えられるのであります、そういったところこそそういった外国の方に携わつていただく、日本語も例えばブラジル語も堪能な方がおられればそういったようなことはあり得るかと思ひますが。

いずれにしても、そういった方々につきましては、先ほど来申し上げておりますように、団員になりましたら、今の仕組みによります様々なそういう手当てとか、そういったものはまた各団体が適切に判断して対処いただければと考えております。

○榊葉賀津也君 すつきりしない答弁なんです、地方自治体は困るんですね。勝手に、こういうときばかり地方分権になつてしまふんですけれど、自分たちで判断しなさいと。ある程度やはり

国として指針を出していく必要があると思います。

国民保護に関して、消防団のかかわりについて質問したんですが、時間がなかったので、大変申し訳ありませんが割愛をさせていただきますが、一点だけ最後に指摘をさせていただきたいと思ひます。

「なくてはならない国民保護」というパンフレットを総務省作りまして、「消防団・自主防災組織のみなさんへ」というパンフレットを作ってくださいました。感謝申し上げます。

その中の見開き最初に「消防団員のみなさんへ」とありまして、「大規模なテロや武力攻撃が発生したとき、消防団のみなさんは、攻撃による危険がなく、安全が確保されたなかで、次のような活動を行います。」と書いてありますが、実際はこのような安全が確保されるという担保は私はないと思ひます。消防団員も危険性がございします。そして、こういうものをばつと、消防団員も危険があるけれども、あるからこそ、上部団体や本省としっかりと連携を取って危険の回避に努めてくださいというようなことを書かないと、消防団はテロやこういった攻撃から全く安全なところで活動するんですよという誤解があるんですね。

私、現実、イスラエルに三年間おりました、連日、テロと遭遇しておりました。大体、爆発物が一回爆発して、消防士や警察が、やじ馬が集まったところに本格的な爆発がもう一回起こって死傷者を出すという、これテロの常套手段であります。

そして、消防団員は火があれば真っ先に消しに駆け付けますから、ですから安全ですよということをやうよりも、事実として、危険もあります。しかし、だからこそ情報収集を的確にして適切な活動をしてくださいというようなことを言っていないと、私は現場の消防団が誤解をし、また被害に遭うおそれがあると考えておりますので、是非また御指導いただきたいと思ひます。

この点を指摘して、私の質問を終わります。  
○吉川沙織君 民主党・新緑風会・国民新・日本の吉川沙織です。

今日は、大きく二つの側面からお伺いをしたいと思ひます。一つは今回の消防法及び消防組織法の改正に関する個別具体的な内容、二つは防災・救急無線に関する問題点並びに各種課題について、消防庁並びに総務大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

まず初めに、危険物事故の防止対策についてお伺いいたします。

昨年発生した新潟県中越沖地震でもそうでしたが、これまで地震の発生が少なかつた地域においても地震が発生する可能性があるということが指摘をされております。大規模地震の発生により危険物施設が損傷し危険物が流出することになれば、環境汚染を引き起こすだけではなく、場合によっては大規模災害を引き起こし、社会的に甚大な被害を及ぼすこととなります。

さて、今回の法改正により流出事故について立入調査が可能となっておりますが、危険物施設における火災・流出事故件数は平成六年から右肩上がりに増加している状況です。その中で、流出事故における腐食等による事故のうち六割を占める地下タンク、地下配管の事故は特に早急な対応が求められます。調査は十分に行う必要ありますが、れども、調査の先にある具体策が何より重要であり、実行することの意味があると考えております。何年以内にとどのような具体策を講じていくのか、消防庁長官の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(荒木慶司君) 消防庁といたしましては、危険物施設の腐食による流出事故の防止対策として、まずは流出事故の約六割を占めております地下タンク、地下配管の流出事故防止対策につきまして、タンク等の種類、設置環境等、設置後経過年を勘案しました流出危険性についての評価手法を関係業界とも協力しまして一年以内に関係して、評価にに応じた腐食等劣化対策を推進

していききたいと考えております。

さらに、今回創設いたします事故調査制度を活用しまして、関係業界とも協力して、適切な技術基準の見直し、点検技術の向上を図ってまいり存でございます。

○吉川沙織君 今御答弁の中で、流出危険性についての評価手法を一年以内に開発することのお話でしたが、評価にに応じた対策とは何か、御説明いただければと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君) これから開発します地下タンク、地下配管の流出危険性の評価手法は、危険物の流出するおそれの極めて低いものから流出の危険性が高いものまで段階階のレベルに評価することを検討しているところでございします。その評価レベルの中で危険物の流出するおそれが高いと評価される地下タンク、地下配管につきましては、詳細な点検調査をした上で、補修工事や取替えなどの措置について検討してまいりたいと思ひます。

○吉川沙織君 是非早く取組を進めていただきたいと思ひます。

また、危険物施設の耐震化も、先ほど様葉委員の方からお話ありましたけれども、大変重要であると考えておりますので推進をしていただきたいと思ひます。

屋外タンク貯蔵所についてはタンクの容量に応じて耐震化に向けた取組が行われておりますが、貯蔵所のうち最も数が多い地下タンクでは取組が不明確であると思ひます。先ほどの答弁の中でも定期点検の基準見直しというところには言及をされておりましたけれども、耐震化というところには言及されておられませんので、屋外タンク同様、改修期限を定めて耐震化の取組を促す必要があると考えておりますので、是非取組を進めていただければと思ひます。

次に、都道府県の即応体制等の強化についてお伺いいたします。

今回の消防組織法改正案では、部隊配備、部隊移動に対する指示など、都道府県や知事に対する

権限が重くなっております。機動力の強化を図ることを目的として都道府県知事の役割が高くなっておりますが、これに伴い、非常時の連絡体制や緊急参集の体制確立が求められることになると考えております。消防庁として都道府県や知事に対し具体的にどのような対応を行っていくつもりなのか、見解をお伺いいたします。

○政府参考人(荒木慶司君) 都道府県の即応体制等の強化につきましては、今後、法改正の際の通知におきまして、都道府県における総合的な危機管理体制の整備について平成二十年三月二十八日付けの消防庁国民保護・防災部長通知等に載っております。一つ目には、都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同訓練等におきまして、知事を本部長とする消防応援活動調整本部の運営訓練を行うなど、連携調整に図る訓練を積極的に実施すること。

二つ目には、知事及び危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断、決定を適切にできる体制を確保すること。

三つ目には、消防応援活動調整本部の運営に当たる責任者等については、庁舎近傍に居住する等により緊急参集できる体制を整備すること、これらにつきまして都道府県に要請する予定でございます。

○吉川沙織君 次に、消防本部体制の充実についてお伺いいたします。

総務省主導で行われております市町村合併により、平成十一年三月三十一日で三千二百三十二市町村であったものが今年の十一月一日には千七百八十四市町村となる見込みで、市町村数は激減しております。合併のピークは過ぎたものの、駆け込みで合併を行った自治体も見受けられ、そのような合併自治体では地域防災計画に関する議論が十分になされておらず、指揮命令系統の整備など消防防災体制が不十分であるおそれが存在します。また、何より地方自治体における厳しい財政状況

により、これまでの消防本部体制を何とか維持していくことで成り立たせているというような現状もあります。

消防本部に対する予算を付けづらい現状にある中、今回、法改正をするのであれば、予算、要員等の支援も同時に行わなければ現場対応と整合性が取れなくなると考えますが、消防庁の対応をお伺いいたします。

○政府参考人(荒木慶司君) 消防庁といたしましては、消防力の整備指針を策定いたしますとともに、消防の広域化の推進により現場要員の増強を図るなど、予防要員を含め必要な消防職員の確保に努めているところでございます。今後とも、所要の地方財政措置の確保に努めるとともに、各市町村において消防体制の充実強化の必要性を認識しまして、地域の実情に即して必要な消防職員の配置が図られますよう適切な助言や支援を行ってまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今、長官の御答弁の中で、消防の広域化の推進というお話ありましたけれども、消防の広域化の推進につきましては、平成十八年六月の消防組織法改正を受け、平成十八年七月に消防庁が市町村の消防の広域化に関する基本方針をお示しになっております。これによると、平成十九年度中に県は市町村消防の広域化に係る推進計画を定めることとなっておりますが、すべての都道府県でこの計画策定は完了しているのでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 平成二十年五月一日現在、三十一都道府県でたゞいまお話ございました広域化推進計画が作成されたところでございます。

その他の府県におきましても、現在、広域化の組合せ等につきまして関係市町村と調整を行うなど、計画の作成に向けて鋭意取り組みをいただいているところでございます。

消防庁としましては、引き続き推進計画の作成と計画に基づきます消防の広域化の実現に向けて必要な助言、支援等を行ってまいりたいと考えて

おります。

○吉川沙織君 私、つきりこれ、四十七都道府県すべてで完了しておりますという御答弁がいただけるものと思っておりますので、今三十一というお答えでしたから、ちよつとびつくりしております。

平成十九年度の消防広域化支援対策というものが消防庁から出されておりますけれども、これに、都道府県の財政支援措置の中に消防広域化推進計画の策定経費という財政措置が講じられております。それにもかかわらず三十一都道府県でしかできていないということは、どういうことなのでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) たゞいまの御指摘でございますが、私どもとしましては、この推進計画につきましても十九年度中の策定を期待しておりましたが、現実、四十七都道府県、鋭意お取組はもう十九年度からしていただいておりますが、そのうち三十一都道府県は市町村等との調整が付きまして計画の形でまとまったわけでございますが、他の団体も決して手をこまねているわけでありませんで、大変御苦勞をいただいておりますので、今鋭意まとめるべく御努力をいただいているところでございますので、是非御理解いただきたいと思います。

○吉川沙織君 今の御答弁の中で鋭意という言葉が何回も出てきましたので、鋭意策定に取り組んでいただきますようお願いいたします。

消防の広域化に関しては、広域化の期限自体を平成二十四年度までと定め、広域再編の目標規模の管轄人口をおおむね三十万人とされております。また、これに期待されるメリットとして、住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化を挙げられておりますが、それまでは広域化の目安を人口十万人としていたこととか、効率化を進めたいという側面があるのではないかと疑念を抱かざるを得ません。

広域化によって住民サービスが現状より低下しないこと、不必要な広域化は進めるべきではない

と考えます。そして、現場第一線で働く消防職員の皆様のことを十分配慮した広域化とするべきですが、何か御見解があればお聞かせください。

○政府参考人(荒木慶司君) たゞいまの吉川委員の御指摘はいずれもごもっともでございます。私どもこの広域化は、やはり地域の住民の方々のためにこれはやるわけでございますので、消防力のパワーをアップしまして、広域化を図ることによりまして、いざ大きな事故、火災ですね、あるいは自然災害等があったときに地域住民を的確に守るために、やはり広域化ができることはできただけ規模を大きくしていただくことが大事でございます。さらに、救急搬送等も消防で行っておりますが、こういった仕事につきましても広域化が図られることによって更に効率が上がりまして、地域住民のサービスの向上につながるかと、このように考えております。

○吉川沙織君 平成十八年の四月十一日、参議院総務委員会、消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の中でも、現場の消防職員に広域化の計画の策定に当たっては情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。あと、今回、広域化に伴ってもししたら統廃合ということにもなるかもしれませんが、現場第一線で働いておられる皆様に配慮をして安易な削減ということには至らないよう、お願いしたいと思っております。

消防の広域化と併せて、消防救急無線の広域化、共同化の課題もありますが、消防救急無線は平成二十八年五月末日までにデジタル化されることとなっております。ここからは、救急無線も含めて防災無線整備の在り方について見解を伺っていきたく思います。

消防救急無線のデジタル化についてはいろんな問題が言われています。もちろんメリットもあるんですけども、デメリット、費用が掛かるとかいろいろなことがあります。具体的に言えば、一つ目、アナログと比べて到達距離が短いことによる基地局の増設問題、二つ目、デジタル無線は直進

性には優れているが、山やビルなどの障害物を越えて電波が到達するのが困難であること、三つ目、完全デジタル化がすべての消防関係のところ完了するまで現行のアナログと併用して持つていなければならないという各種課題が山積しています。何より自治体財政に与える影響は大きなものですが、これに対する御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(荒木慶司君) 消防救急無線のデジタル化につきましては、御指摘のとおり、かなりの経費の負担がございますので、私ども、交付税措置の付きました地方債によりまして財源措置等を行いつつ、地方団体が円滑に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 財政措置を講じていただくことはもうもちろん言うまでもなくですが、先月、消防救急無線のデジタル化、周波数の変更に関して周波数割当て計画の一部を変更する告示案に対してパブリックコメントを平成二十年二月四日から三月五日にかけて総務省消防庁として取られていますが、これを拝見いたしましたところ、若干いろんな矛盾が存在するのではないかとこの感想を抱きました。

パブリックコメントの期間が短くて余り知られていないことですから件数自体は少なかつたんですが、いろんな意見がありました。総務省は、自治体にすこい負担があるから反対するという意見に対して、総務省の考え方として、消防救急無線のデジタル化に関する費用については、既存設備の更新のために必要な費用であり、全く新たに発生するものではないという見解をお示しになっております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、全国の消防機関においてデジタル化が完了するまではアナログと併用しなければならぬこと、そしてアナログとデジタルでは相互に互換性がないため無線機器の全面更新に多大な費用を要することなどいろんな問題があつて、この新たに発生するものではないということについては矛盾があるのでは

ないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 消防救急無線につきましては、現在、アナログのものが使われているわけですが、これにつきましては、国全体の仕組みとして平成二十八年までにデジタル方式に移行することです。当然、本来の更新の時期より早くという団体もあるかと思いますが、いずれにしても、そういった状況の中で新しいシステムに移行していただくということにつきまして、私ども各団体、実際の消防行政に支障が出ないように、地域住民の方々に的確な情報提供等ができるように、これに合わせ間に合うように整備をいただきたい。先ほども申しましたが、そのための地方財政支援措置も講じてお願いしているところでございます。

○吉川沙織君 是非しっかりとやっていただきたいんですが、これデジタル化するに当たって消防救急無線の機器の仕様を決めていかなければなりません。とある県の広域推進計画を見ておると、消防庁からまだ詳細な仕様が表示されていないから検討ができないというようなことも書いてありました。この仕様についてはもう決定されているんでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 機器の仕様につきましては、平成十九年度に消防庁におきまして、全国消防長会、消防本部、メーカー等の関係の方々の御協力を得ながら、共通仕様書の検討会を開催しまして共通の仕様書をまとめたところでございます。現在この詳細の確認を行っておりまして、今月中には都道府県消防本部等へ情報提供をさせていただきます。今月中には行いたいと思っております。

○吉川沙織君 是非、周知徹底と、それからやはり財政負担が大きくなることは言うまでもない事実ですので、国の責任でやるべきところはしっかりと財政措置を講じていただきたいということを強く申し上げておきたいと思えます。

次に、今までは消防救急無線でしたけれども、

これから都道府県防災行政無線のデジタル化についてお伺いを一点させていただきます。

今まで話題としていた消防救急無線は平成二十八年五月末日までに完全デジタル化、そして地上放送に関しては平成二十三年七月二十四日までに完全デジタル化と明確に期限が決められております。都道府県防災行政無線に関しては、一般的に余りなじみのないものですが、昨年十一月三十日がアナログの使用期限でした。昨日、電波法改正の本会議質問で、都道府県防災行政無線の完全デジタル化がすべての都道府県において完了したのか否かを総務大臣にお伺いしたところ、ほぼ完了という表現でかわされてしまいました。具体的に移行状況を改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) 昨日も申し上げたこととの関連で申し上げますと、昨年の十一月三十日までに期限が来ているというのは周波数帯では六十メガヘルツですね、六十メガヘルツ帯のアナログ方式を採用している防災行政無線があるわけですが、これ六十メガヘルツ帯は、今後、市町村で地域住民にいろいろ避難等と呼ばれる防災行政無線があるわけですが、こちらの方に使うこととしておりますので、十一月三十日という期限を設けて、その周波数帯を空けていただくというところで期限を区切っております。

これにつきましては、まだ、昨日申し上げましたとおりほぼということ、残っているところがあるんですが、これは三道県ございまして、一つは北海道、それからもう一つは福島県、それからもう一つは静岡県と、この三道県が残っているところでございます。

これにつきましては、実はそこらいろいろと総務省の方で移行の予定時期をお聞きをしているところでございます。これは財政状況等も関係があるわけですが、今、北海道からは平成二十三年の十一月末、これが一番遅い期限でございます。それから、次に福島県からは平成二十三年三月末、それから静岡県は平成二十二年十一月末までにはこの周波数の移行を完了させる

と、こういうお話を伺っております。

私どもではできるだけ早く移行していただきたいということをおっしゃっているわけですが、先ほど先生の方からも少し御関連で話がありました、ちょうど更新時期が、この機器の更新時期がこの時期だということがある、いろいろ御苦しいだいて前倒しをしていただいているというふうには聞いておりますが、それとの関係でこの時期まで今ものを使わせていただきたいと、こういうことのもうでございます。

また、今後、いろいろ三道県ともお話し合いをよくさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○吉川沙織君 平成十九年十一月末日が期限でしたので、やっぱり二十二年、二十三年というのは若干ちよつと遅いかなという気がします。

また、懸念いたしましたとして、都道府県防災行政無線、十九年十一月末でも、結局、最終的に完了するのは二十三年という御答弁を大臣からいただきましたけれども、ほかにも期限を決めているデジタル化というのは、先ほど申し上げましたとおり、地デジ、消防救急無線に関しても期限が決まっております。更新の時期がちよつとずれるからということ、これが完了しないということになれば、何のために期限を区切っているのか分からなくなってしまう可能性もありますので、大臣の責任でしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、市町村防災行政無線の整備状況とデジタル化についてお伺いしたいと思います。

市町村の防災行政無線は、市町村庁舎等から住民に對しスピーカー等で緊急情報等を迅速かつ確実に伝達することができるとあり、住民の皆様の命を守る有効な手段の一つです。しかしながら、市町村防災行政無線の整備状況は、現在約七五・二%にとどまっている状況です。様々なシステムを整備しても、地域住民に届かなければ意味がありません。また、残る二五%の整備について、消防庁としてどのような方針で取り組んでいかれ

るのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(荒木慶司君) ただいま御指摘の同報系の市町村防災行政無線につきましては、お話にございましたように、現在の整備率、十九年三月末でございますが、七五・二%でございます。これもまだ七五%の水準でございますが、着実に整備率は向上してきているところでございます。私どもとしましては、この整備率を更に向上させますために、財政措置としまして、地方債が充当できます防災基盤整備事業の対象としまして、財政面でも優遇措置を講ずるようにはしているところでございます。

いずれにしても、地域の住民の方々の安全を守るために極めて有効な施設でございますので、この同報系の無線の整備につきましてはこれからも一層の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 着実に進展をしているという御答弁でしたけれども、それでもまだ二五%の市町村で同報系の防災無線、緊急情報があったり災害情報があったりして、それが流れてこないという状況にあります。今までも都道府県と消防救急無線のお話してまいりましたが、市町村防災行政無線に関しては期限が定められておりませんが、できるだけ早期にデジタル化することとされております。

これ、どの程度の期間でデジタル化を行っていくと見込んでおられるんでしょうか、また、アナログですら未整備の地域が二五%あることと併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(荒木慶司君) ただいまの同報系の無線の整備につきましては、特に年次の計画は設けておりませんが、現在、地方団体も財政状況大変厳しい中に各団体は置かれているわけですが、やはり住民の方々の命を守るために必要な無線でございますので、私ども、先ほど申しました財政措置等を活用しまして、できるだけ早く取り組んでいただくように、まあ期限を設けてということになかなかない面もございます。

すので、地方団体においてできるだけ優先的に取り組みいただくようお願いしてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 ちよつと質問のさせていたいただき方が悪かったのかもしれないが、市町村防災行政無線、同報系でもまだ二五％整備をされていないところがあります。一方で、市町村の防災行政無線に關してもデジタル化をしていく方向が国の方針で打ち出されています。

ですから、アナログも、デジタルももちろん、未整備のところに関しては、取りあえず今現行でほとんどのところで使われているアナログの同報系の無線を整備をするのか、それとも直接もういきなりデジタルのものをゼロから一として入れていくのか、その方向性についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(荒木慶司君) ただいまの点につきましては、いずれにしても、平成二十八年にデジタル化に移行ということになりますので、これから新たに取組むということでありましたら、経費的な面で多少の負担が大きくなるかも分かりますが、アナログではなくデジタルの方でやっていただくことが望ましいというふうになっております。

○吉川沙織君 デジタルのメリットを考えればもちろん促進はしていただきたいんですけども、先月、富山県のある町で、工事費二億四千六百七十五万円を掛けてデジタル防災無線を導入したという報道もございます。自治体財政の厳しい折、国として、さつき答弁の中にもありましたけれども、ちゃんと財政措置、デジタルはデジタルのメリットがある、情報は住民の方に伝えなければならぬ、そういう観点も含めて、消防庁長官として決意を伺いたいと思います。

○政府参考人(荒木慶司君) 様々な観点からいろんな御意見、御指摘いただきましたが、いずれにしても、災害への対応、地域住民の命を守る上でこの防災のための無線、消防防災無線ですね、極めて重要でございますので、私ども、地方

団体の御意向をよく伺いながら、必要な財政措置等を的確に講じてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 是非取組をしつかり進めていただきたいと思っております。

ちなみに、昨年二月からは全国瞬時警報システム、Ｊアラートが運用されており、同様に、昨年の十月一日からは緊急地震速報が一般運用を開始されています。この緊急地震速報をＪアラートで市町村防災行政無線から流すと発表されております。しかしながら、Ｊアラートも受信環境を整備しなければならぬという問題があり、五月一日現在で、いただいたデータによると、全国中で五十九市区町村でしか受信ができないという状況もあります。

国民保護法に想定された緊急事態が発生してＪアラートによって警報を流したとしても、受けられる環境がなければ意味を成さないということもありますので、このＪアラートについて、これは通告しておりませんので感想だけで結構なんですが、このＪアラート、今後の取組、消防庁長官として御見解があれば、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(荒木慶司君) 全国瞬時警報システム、いわゆるＪアラートでございますが、これにつきましては、まさに現在整備が進みつつあるところでございます。ただいまお話ございましたように、まだ多くの団体で整備がされている状況ではございませんが、今年度中には約四百の地方団体で整備がされるという予定になっておりますので、私ども、この四百団体を二十一年度以降更にできるだけ早く増やしていくように努力してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 このＪアラートに関しては取組が早く進んでいるようですので、本当にうれしく思いました。いつ何があるかわからない災害、いっどのような事態が発生するかわからないいような国際の状況もありますので、是非一層の取組を進めていただければと思っております。

今日は、消防法及び消防組織法の改正に関する具体的な内容、それから消防救急、それから地方防災無線についての観点からお伺いをさせていただきます。いただきましたが、いつ何があるかわからない日本、全国のこういう状況でございますので、消防庁長官、そして総務大臣がリーダーシップを発揮して、国民の皆様の安全が保障されるような取組、政治をやっていたいただきたいことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○磯崎陽輔君 自由民主党の磯崎陽輔でございます。

総務委員会の正常化につきましては、高嶋委員長ほか理事の皆さん、早速御尽力賜りまして、また与野党の委員とも非常に総務委員の皆さんは寛大な人が多いので、大変うれしく思っております。今日は、そういうことで、政策論に集中して質問をさせていただきます。

まず、ミャンマーのサイクロン被害、そして四大地震の問題、私は本当に被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。

その中で、特に四川の大地震はちよつと想像を絶するような被害の規模に今まだなりつつあるような状況でございます。これは他人事でもないわけでございます。地震国の日本、またいつ大地震が来るかわからないわけでございますが、このまだ詳しい状況は分からないと思いますが、このも、やはり日本の震災対策、しっかりとやっていかなければならないと思います。その点について、最初に総務大臣の御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) 先日の四川大地震でございまして、大変多くの方が犠牲になられたというところを伺っています。そしてまた被災に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げます。そして、翻って我が国を考えますと、東海地震、それから東南海・南海地震、首都直下地震を始めとして地震大災害の危険性ということが言われているわけでございます。こうしたものについて

地震防災対策特別措置法で今基本的には国としての対策、それから各自自治体の対策、あるいは各企業、そして住民の皆さん方の心構えといったようなことで、いろいろ対策を講じてきているところでございますが、今回の中国のこの大震災、まだ全貌がもちろん分からないわけでございますけれども、そこから新たに酌み取れる教訓というものも今後出てくるのではないかと、こういうふうにも思います。

いつ何ときこうしたものが起こるか分からないわけでございますが、一方で、常日ごろからの備えというのが大変大事でございますし、そのため、政府が九月一日に、そして各地方団体も地域住民の皆さん方の御協力をいただきながら、それぞれの県、市町村で防災関係の避難訓練等を逐次重ねてきて備えているわけでございますが、こうした近隣の諸国で起きております災害をかんがみ、一層気を引き締めて、そして何よりも地域の皆さん方、住民の皆さん方に的確な周知啓発をして御協力をいただいて、いざというときの備えをしていくということが大事でございますので、また、今回のことを新たに目の当たりにいたしました。一層そうしたこと緊張感を持って、そしてしっかりとした対応をしていきたい。新たに今回のことを契機にというものもあれで、常日ごろからの心構えが大事でございますが、しかし、また一層気を引き締めて今後に備えていきたい、このように思っているところでございます。

○磯崎陽輔君 とにかく震災対策、我が国は非常に重要でございますので、是非御尽力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

法案の質問をしたいと思っておりますけれども、危険物施設における事故が、先ほど御指摘にあったけれども、平成六年が一番少なかったわけでございますが、それから比べると火災で二倍、流出事故で二・二倍、平成十八年度にはなっておりますわけでありまして、こんなに増加した原因はどういうふうになさっておりますでしょうか。

か。

○政府参考人(荒木慶司君) 近年の事故件数の増加の理由でございますが、高度経済成長期に建造されました危険物施設の老朽化に伴うもの、あるいは、長引いた不景気や国際競争の激化などによりまして企業における保安部門への投資が削減されていること、こういったことが考えられるのではないかと考えております。

○磯崎陽輔君 今回の消防法の改正で危険物流出事故について、原因調査のため市町村長等に対して質問権であるとか資料の提出命令権、立入検査権等を与えるということとなっておりますわけで、これは大変いいことだと思いますし、大賛成であるわけですが、じゃその調査した結果をどう扱うかということもまた大事だと思うんですが、もし調査をした結果いろんな問題が見付かったときにはどういうような後手続でそれを是正していくことになっているんでしょうか。少し具体的に教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君) 今回の消防法の改正によりまして事故の正確な調査が行われることになりまして、危険物の流出等の事故の発生原因やその対策についての情報をこれからは十分に蓄積することが可能となるというふうに思っております。集積しました情報につきましては、危険物事故データベースに登録をいたしまして、これを公開しまして全国的に共有すると。また、それによりまして消防機関の日常の活動の上で御活用いただけるということになります。また、国として危険物施設の技術基準や検査あるいは点検方法の見直し、こういった際にもこれが有効に活用できるのではないかと考えております。

いずれにしましても、このように調査結果を今後適切に活用することによりまして、類似の事故の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○磯崎陽輔君 今の言ったことで是正措置が講じられるということでございますけれども、調査によりまして、大型の屋外タンクの八割は昭和五十

二年以前に設置されたものでありまして、また地下タンク貯蔵所は、過半は設置後も既に三十年以上経過しているということが既に分かっているわけですね。それでまた、先ほどの流出事故の原因も老朽化が多いという既に御指摘をいただいておりますわけでありまして。

そういうことを考えますと、先ほど榛葉委員の方からもお話がありましたけれども、原因調査ももちろん大事なんでありましてけれども、やはりタンクそのものが危ないわけですから、もうタンクの改修をさせる、それはやっぱり抜本的に対策を講じていくということもきちんと打ち出さなきゃならぬんじゃないかと私は思っております。

先ほどの答弁では、アクションプランといううなものも作るというお話もありました。いろんなことが必要でありますけれども、もうちょっと、やはりタンク火災というのは非常に被害も大きいものと考えられますから、もっと積極的にタンクの改修ということを具体的な日程に上げていく必要があるんじゃないかと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 昭和五十二年以前に設置されました容量が一千キロリットル以上の屋外タンクにつきましては、耐震性の向上等を目的として平成六年に技術基準を強化いたしました。期限を定めて改修を促進しているところであります。また、容量が五百キロ以上一千キロ未満の屋外タンクにつきましては、同じく耐震性の向上等を目的として平成十一年に技術基準を強化しまして、期限を定めて改修を促進しているところでございます。

若干具体的に申しますと、容量一万キロリットル以上のタンクの改修期限につきましては平成二十一年十二月末となっております。平成十九年三月末現在で、新基準適合が必要なタンクが一千七百七十九基ありますけれども、そのうち八六%に当たります一千五百三十三基が改修済みとなっております。

次に、容量が一千キロリットル以上一万キロ

リットル未満のタンクの改修期限は平成二十五年十二月末となっております。同じく平成十九年三月末現在で見ますと、新基準適合が必要なタンクが全体で四千四百五十二ありますが、そのうち五七%に当たります二千五百三十七基が改修済みとなっております。

また、五百キロ以上一千キロリットル未満のタンクの改修期限は平成二十九年三月末でございますが、こちらにつきましては十九年三月末現在で、新基準に適合が必要なタンクが三千六百三十三ありますうち、こちらにつきましてはまだ二〇%でございますが、二〇%の七百三十四基が改修済みということでございます。

消防庁では、平成十六年に改修期限を二、三年繰り上げるように政令を改正したところでございまして、改修促進に努めているところでございまして、引き続き、消防機関への助言等によりまして屋外貯蔵タンクの改修促進に努めてまいりたいと考えております。

また、地下タンクにつきましては、タンクの種類あるいは設置からの経過年数、設置環境等、これらを勘案しまして、流出危険性についての評価手法を関係業界とも協力いたしましてこの法改正を受けまして一年以内に開発しまして、評価に応じた腐食等劣化対策を推進してまいりたいと考えております。

○磯崎陽輔君 是非タンクの改修も進めていただきたいと思ひます。

万が一の事故が起きた場合の対応なんですけれども、数年前に苫小牧でタンク火災がありました。これは幸運なことには人災はなかったと記憶しておるんですけども、数日間消えなかつたわけですね。あのときも消えなかつたものですか、

泡消火剤というんでしょうか、もう消火剤が途中でなくなるといふ危険性が生じたわけでありまして、もう日本国内探しても余りない。どこかにないかというので、米軍が持っておるんじゃないかという話になりまして、外務省に頼んだけれども外務省は全然動かないものですから、たしか消

防庁の防災課長が直接米軍まで電話して、使ったかどうかはちょっと聞いていないですけれども、そういうこともあったんですけれども。

やはり、そういうタンク火災があると通常の消火剤じゃ足らなくなる、そんな事態もあるわけですから、そういうことはもちろん消防庁御承知だと思ひます。ですので、その後、消火剤の備蓄とか緊急時の供給の仕方、これどういふような対策を講じられたのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君) 消防庁におきましては、平成十五年の十勝沖地震によりまして浮き屋根式タンクの全面火災を受けまして、石油コンビナート等災害防止法の一部を改正したところでございます。これによりまして、大規模な浮き屋根式タンクを所有する特定事業者は、平成二十年十一月末までに大容量放射による消火システムの配備が義務付けられたところでございます。この十一月までに配備をしなけねばならないということになっております。

この大容量放射システムでございますが、これは従来の防災資機材と比べますと三倍ないし十倍の泡を放射しまして高い消火性能を有するものであります。それから、迅速な消火が期待できるところであります。また、消火用の薬剤量も百二十分継続して放射が可能なる量の備蓄を義務付けているところでございます。さらに、今年度、近隣プロックが保有します消火薬剤を含めた大容量放射システムの相互活用につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○磯崎陽輔君 ありがとうございます。

じゃ次に、緊急消防援助隊の方の質問をしたいと思ひます。

本日に緊急消防援助隊はもう目覚ましい活躍をやつていて本当に感謝をいたしております。特に中越地震のときの男の子の救出、いろんな被害がありましたけれども、その中でも本日にあのシーンは我々もまぶたに焼き付いております。本

に緊急消防援助隊の活動というのはいさばらしいなと私も思っているところではあります。

ところで、緊急消防援助隊は、もう被災地に行ったらその市町村長の指揮下で活動をするということになっているわけであります。そのとき思ったんですけれども、現場では内閣府の指揮所ができていまして内閣府の人もいろいろ働いていたんですけれども、私の知っているところでは、内閣府の防災は各省庁間の調整をする、中央省庁の調整をするのが内閣府であると。消防庁は何をするかというと、都道府県、市町村の調整をするのが消防庁であると、そういう役割分担が決まっていると思うんですけれども、どうも現場まで内閣府が、それは行かないわけにいかないとは思っていますけれども、どうも内閣府の防災の役割と消防庁の役割よく分からないという人々から御質問いたしたんですけれども、ああいうところでの役割分担というのは一体どのようなようになっておって、またどのように調整をしておるんでしょうか。

私は、現場のことを分かっているのはやはり消防の方だと思ふものですから、余り、消防は遠慮しておるのではないかとこの気もいたしますので御質問するわけでございますけれども、ちよつとお考えなり御説明をいたしたいと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君) たいま委員御指摘のとおり、大規模災害時におきましては、緊急消防援助隊を始め警察や自衛隊、医療機関など被災地で災害対応に当たる様々な機関同士の相互の連携が非常に重要になると考えております。このため、今回の消防組織法の改正におきましては、消防応援活動調整本部を設置しまして、他機関との連絡を円滑に行いまして相互の活動調整を図るというところでございます。

また、内閣府と消防庁との役割分担でございますが、内閣府は各省庁間の総合調整の役割を担っております。一方、消防庁は国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整の役割を担っているところでございます。

大規模災害が発生しました際には、被災地と政府の災害対策本部の連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のために現地の対策本部が置かれることになるわけでありまして、その場合にはそのメンバーに消防庁も入るということでございます。したがって、そこには有機的に、消防庁も決して遠慮せず、そちらにも入って、あと、地方と国との連絡あるいは地方団体間の調整、こういったことも併せてやるということでございます。

また、政府の総合図上訓練等に際しても、政府の災害対策本部と現地の災害本部の連携について訓練を実施するなど、できるだけそういったことが円滑に調整ができるように取り組んでいるところでございます。

○磯崎陽輔君 今回の改正の中で、被災市町村が二以上に及ぶときは都道府県知事が緊急消防援助隊の活動に関し総合調整をできるということにする、これはもちろん大賛成であるわけでありまして、けれども、どうもやっぱり消防というのはいつもでも市町村消防という般からなかなか抜けられない。私は、前も質問いたしましたけれども、やはり都道府県消防という方向へ向かってもっともっと積極的に動くべきではないかと思うわけでありまして。

平時の話はまた場所を変えて御質問をさせていただきますかと思ひますけれども、こういう災害時、特に大災害時も市町村長の下で緊急消防援助隊が活動するということがいいのかどうか、私はやや疑問があります。

ただ、原則はそれでもいいと思うんですけれども、ただ、ここはせっかく今回いい調整をする、法令改正をするわけですね、二以上に及ぶときは都道府県知事に総合調整権が及び、これはいい改正だと思ふんです。ただ、今回の法案を見ても、その総合調整できるのは、ただA市町村におる緊急消防援助隊がB市町村へ行けというだけではなくて、もっといろいろその活動内容についても調整できると、必ずしも移動だけの話じゃな

くてもっと広範な総合調整権が実際与えられておるわけなんです。

そうであれば、一つの市町村の災害であつても、ほかの県から緊急消防援助隊を呼んでくるというの、それは多分大災害だと思ふんですね。それは一とか二とか言わなくて、そういう大災害のときにはやはり都道府県知事も消防についても前面に出るようにならうかと私は思うわけなんです。

今回は二以上というふうなことで、まだ市町村の指揮権に対してこれは御遠慮なさっておるのかどうか分からないんですけれども、やっぱり大災害のときは都道府県でもいいんじゃないかと。今回は二以上ということでありまして、仮に一の市町村であつても、こういう大災害のときは他県から緊急消防援助隊を呼ばなきゃならないようなときには総合調整権を都道府県知事に与える、そういう改正を検討してもよかつたんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 今回の法改正では、被災市町村が二以上に及びます場合に、この場合には都道府県知事の指示により緊急消防援助隊の部隊移動の必要が生じますことから、特に消防応援活動調整本部を設置しまして、都道府県知事の総合調整が円滑に行われるような体制を整えることとしたところでございます。

今お話でございますように、被災が一の市町村の場合には他の市町村への部隊移動の必要がないということもございまして、この本部を設置することとはしていませんが、そういった場合におきまして、都道府県知事が被災市町村に対して消防上必要な調整を適宜行うということはできるわけでございますので、そういった形で消防応援を円滑に行うていただきますよう、県としても適切に御対応いただきたいと考えております。

○磯崎陽輔君 御趣旨は分かりましたけど、先ほど言いましたように、我々総務委員会は地方分権をやっておりますから地方分権は徹底しては

やはり少し、市町村に対する都道府県、都道府県に対する国、こういったものは、しっかりとやはり上位機関がもっと責任を持つ体制を私は取るべきだと思いますので、また次の機会に御検討をいただきたいと思ひます。

少し、先ほどから出ている国民保護について伺いをいたしたいと思ひます。

たしか市町村の国民保護計画の作成の、期限というのはあったのかどうか知りませんが、でも、ばちばちそういう段階ではないかと思ふんですけれども、多くの市町村で既に市町村国民保護計画が作られておると思ひます。それに当たって、県を通じて消防庁にもいろいろ御質問が来ていると思ふんですが、どういう御質問が来ている、市町村が国民保護計画を作るに当たってどんなところに苦労しているのかというようなお話をちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君) 市町村国民保護計画につきましましては、消防庁として平成十八年一月にモデル計画を提示しまして、市町村向けの説明会に職員を派遣するなどいたしまして、その作成を支援してきたところでございます。また、各都道府県におきましても、説明会を開いたり、あるいは個別に市町村を訪問するなどしていただきまして、この計画の策定に積極的な支援をいただいていたところでございます。

市町村国民保護計画の作成に際しましては、原則として都道府県において助言等が行われておりますので、市町村から問い合わせは基本的には都道府県にございまして、私も都道府県の方に今の御質問の点、確認、聞いてみましたところ、どんな問い合わせが多いかという点でございますが、具体的な事案に応じた警報伝達や避難住民の誘導等の在り方、この辺をどう扱うか、それから、警察、自衛隊、医療機関、電気通信事業者等多くの関係機関との実効性のある連携をどう図るか、それから高齢者や障害者等に対する配慮をどう講じるか、どう配慮していくか、さらには大都市や山間部等の地域特性に留意した対応方を

どうするか、こういった点についての問い合わせが多くあったというふうに伺っております。

また、計画策定に当たって苦心されている点として、住民に対して国民保護の必要性や具体的な事案等を理解してもらうことがなかなか困難であること、あるいは武力攻撃事態等に対して被害想定や具体的な警報や通報の在り方について専門的な知見が必要であるということ、あるいは市町村は政令市から小さな町村まで規模も様々でございますのでその体制の整備をどう図ればよいのか、特にこれは規模の小さい町村からの御意見かと思いますが、こういったことについて苦心があるというふうに伺っております。

○磯崎陽輔君　それで、今の市町村国民保護計画の作成、大体のところでは完了しておると思うんですが、まだちょっと未着手のところもあるというようにも聞いておりますが、現在の市町村国民保護計画の作成状況はどうなっておりますでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君)　平成二十年四月一日現在、全市町村、これは特別区を含みますが、千八百一十一団体のうち千七百八十七団体におきまして国民保護計画が策定されております。作成率は九八・七でございます。

未作成の市町村が二十四団体ございますが、二十四団体のうち計画内容の検討に着手されていない、未着手の団体が七市村でございます。具体的に申し上げますと、東京都の国立市、千葉県の長生村、新潟県の新潟市、沖縄県宜野湾市、石垣市、沖縄市、読谷村の七市村でございます。

未着手の団体につきましては、その理由を伺いますと、国立市におきましては、災害対策基本法に基づく地域防災計画の策定を優先しているというためでございます。また、それ以外の団体におかれましては、首長さんあるいは議会において慎重な姿勢を示しているというふうに県を通じて伺っております。

○磯崎陽輔君　未着手で、まだのところは二十四団体あるけれども、全く着手していないところが

七市村あるということなんです。

国民保護法は、言うまでもなく、これはもう与野党ほとんどのところ、衆議院で九六％の賛成、参議院で九三％の賛成、全会一致に近い賛成を得てきた法律でございますし、これはもちろん有事あるいは大規模テロに備える法律でありますから、これができていないというのは大変私は困ったことだと思っております。いろいろ理由はあるんですけど、やはりどうも首長さんの姿勢とか思想的な背景からやっているとどこか見られるわけがあります。

ただ、それじゃ困るんだと思うんですね、法律で決まっておりますが、各市町村は国民保護計画を作らなければならぬというふうなことになるわけですから、それで、万が一の有事に備える法律であります。有事といっても、これは戦争だけではなくて大規模テロもこの法律はもう入ったわけですから、それに備えるための計画ができていないんかというところは、これはもつてのほかだと思わなければならない。そこは、そういう市町村では、市町村長さん、市町村長を選んだのがその住民、だといえども、そのなかのかもしれないけれども、たまたま、その市町村長さんの考え方、一人ですべての住民の保護に問題が生ずる、そんなことがあつては絶対に私はいけなないと考えます。

これは、総務大臣として、これはきちんとはやりやうという市町村に対して指導していただかないといかぬと思うんですが、どのような、大臣、お考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君)　この問題は、確かに、先生お話がございましたとおり、市町村が国民保護の措置を講ずるために必要な不可欠な計画でございますので、是非作成をしていただきたい、御理解いただかなければならないものだと思っております。

そこで、こうしたものについて、これは都道府県、市町村、よく協議して作るということになつておりますが、都道府県に対してそうした計画作成未着手のところに、例の協議会の速やかな設置

を促すなどの確かな助言を行うように要請をしてきてまいりました。そうしたことでいろいろ働きかけをしてきていただいたわけでございますが、今七つばかりがまだ御理解いただけていないということでございますので、今後、是非お作りいただきたいということで、都道府県と密接に連携をしながら働きかけをしていきたいと、総務省として必要な情報提供、助言を行って、そして是非御理解いただくように今後も努めていきたいというふうに考えております。

○磯崎陽輔君　先ほども言いましたように、やはり法律で決まっておりますが守られないというのはいくら大変なことでもありまして、当然それはやつてもらわなければならないわけでありまして、国民の保護というのは、すべての国民の生命、身体、財産を守るために全国的に策定してもらう計画でありますから、これはもう総務省、消防庁等それぞれしっかりとこれは指導してもらわなければならないと思ひます。

これは今答弁を求めるとあれですけど、最終的には、これは地方自治法上の法定受託事務ですので、地方自治法上の措置もとれないことはないと思ひます。まだ今が期限ぐらいですから、今すぐそこまでやらなければならないということは私も今日のところは申し上げませんし、質問もいたしませんけど、これは最終的には法定受託事務としてきちんとして地方自治法上の大臣なり都道府県知事の措置がとれるような法制になつておるわけですから、その辺の仕掛けをどういうふうにかえるかということ、是非消防庁としても御研究はしていただきたいと思います。これは、とにかく国民の生命、身体、財産を守るための大事な法律ですから、是非実質的なところで生かされるよう御尽力を賜りたいと思ひます。

また、先ほど最初に申し上げました特に震災対策、非常に重要でございます。今回の四川大地震、今からいろいろな情報が入つてくると思ひますので、情報をしっかりと集めていただいて、今後の我が国の震災対策、しっかりと強化していただきた

い、そのようにお願いをいたしておきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○弘友和夫君　公明党の弘友和夫でございます。私も、先ごろのミャンマーのサイクロン被害、そしてまた中国四川省の地震、もう立て続けに大災害が起こつたわけでございまして、甚大な被害が発生しているということで、本当に、お亡くなりになられた方々に対しましては心から御冥福をお祈り申し上げるとともに、行方不明の方たちもさんまだいらつしやるということで、早期の救出、そしてまた負傷された皆様、また不慮な生活を強いられる皆様には心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

それで、日本におきましてもいつこうした大災害起こるか分からないということで、今回の法改正は発生時の切迫性が指摘されております大規模地震への事前対応の一環として行われるものと理解しております。大規模地震が発生して多くの命が失われてから対処するというのでは遅い。その意味では、今回の法改正というのは前向きに評価したいというふうに思つてございまして、

昨日、中央防災会議専門調査会で発表されたんですけれども、近畿直下型が起きた場合は、死者四万二千人、経済被害は七十四兆。中部の場合は一万人、三十三兆。首都直下が一万人、百十二兆云々、東海とか東南海出ておりますけれども、大変な被害が予想されるわけでございまして、災害や事故などの事案が発生する前に対処するという姿勢というのは非常に大事だと。

消防庁としまして、法改正が行われた後も法律の運用が万全であるか常にフォローアップしていく必要があると思ひますけれども、消防庁長官の御見解を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君)　国民の安心、安全の確保は我が国の経済社会の基盤であります。これを守ることは国家の基本的な責務であると考えております。

東海地震や首都直下地震等の切迫する大地震対策として今回の法案を提出させていただいているところでございます。

今回の改正でございますが、消防防災体制の充実強化策として都道府県知事や市町村長の権限を拡充するものでありまして、制度の施行後におきましては、都道府県の防災訓練や消防機関による日常の予防・警防活動などを通じて、また新たな課題も出てくるのではないかと考えているところでございます。

消防庁としては、今後、これらを、新たに出てくる課題を真摯に受け止めて、しっかりとフォローアップをしまして、消防防災体制の更なる充実につなげていきたいと考えておるところでございます。

○弘友和夫君　それで、今回の改正案は、漏えい事故が起きて火災に至らなかった場合も事故原因の調査をすることができるといふようなことで、先ほども危険物等事故防止対策連絡会を消防庁で開催しているとか、アクションプランを取りまとめているとか、官民一体でやっているといふことですけれども、危険物の流出事故というのは十年間で、先ほどもございましたけれども、約二倍になっていると。そういう原因というのはいふふうにならされているのか。

また、危険物事故のデータベースを構築しているというお話がございましたけれども、このデータベースは半年ごとに入力されているわけですね。また、アクセスは、都道府県又は消防機関しかアクセスできないと。これではいろんな研究機関とか事業者等はアクセス、直接参照することができないというところが指摘されているわけですが、そういうことで、最新の情報を即座に知ることができるようになることが必要じゃないか。また、産学官が一体となって活用できる仕組みを構築することが必要なわけで、そういうアクセスも、全部というわけにはいかないかもしれないけれども、必要な機関等もアクセスできるようにすべきじゃないかと考えますけれども、いかがですか。

がですか。

○政府参考人(荒木慶司君)　まず、一点目の近年の事故件数の増加の要因でございますが、高度経済成長期に建造されました危険物施設の老朽化に伴うものがまず一つあると思います。また、もう一点は、長引いた不景気や国際競争の激化などによりまして企業における保安部門への投資が削減されていると、こういった状況に起因するものもあると考えているところでございます。

次に、危険物の事故のデータベースでございますが、これにつきましては、入力の頻度は現在半年ごとということになっておりますが、入力を実施する都道府県及び消防機関と今後よく相談をしまして、可能な範囲でその期間を短縮できるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、危険物の事故データベースの公開方法や他機関のデータベースとの情報共有等につきまして、行政情報の公開の趣旨を踏まえながら、このデータベースが事故防止対策の一助となるように検討してまいりたいと考えております。

○弘友和夫君　それで、先ほどから危険物危険物という言葉が出ておりますけれども、消防法における危険物に気体が含まれていないということなんでしょうね、プロパンガスとか水素ガスとか。これは私も、いろいろ事故も起こっていますよ、起こっているけれども危険物じゃないと。消防法で定義している危険物じゃないと。何で消防法ではそういう水素ガスとかいろいろな気体は危険物じゃないとしているのかという、どういう理由なのかというのをお尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(荒木慶司君)　ただいまの御質問でございますが、消防法上の危険物は火災の危険性の高い液体及び固体となっておりまして、発火性や引火性等によりましてこれを更に分類し、その製造、貯蔵及び取扱いについての規制をしているところでございます。

一方、常温常圧において気体であります高圧ガスにつきましては、これは消防法の制定以前から

その特性に着目した保安確保のための措置が適切になされてきた経緯がありまして、現在のこういった法体系になっているものと承知をしております。

消防庁では、消防法で危険物の形態、性質、特性等に応じまして規制、予防措置を行っていただいておりますが、プロパンガスや水素ガスなども火災等の災害発生時には甚大な被害を及ぼす危険性を有しておりますので、引き続き関係省庁と緊密に連携を取りまして適切な取扱いによる国民の安心、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○弘友和夫君　いや、だからそこが分からないといふことを聞いているんですね。水素ガスとかプロパンは、じゃ、危険じゃないんですかというのを聞いています。消防法以前に、要するに法律が経産省の法律であつてみたり、いろいろ分かれていて、所管が。所管が分かれているから消防が口出しができませんよというのが現実じゃないですか。危険じゃないというのじゃないでしょう、危険なんですよ。今から水素だつて、水素社会になっていくわけですから。だけど、その気体は危険物じゃありませんと、こんなばかな話はないんじゃないですか。

私はこれ見て、今回の法の改正にしても、今までも、屋外タンク等からの危険物流出等の事故が起こつても、その原因について質問したり資料提出を求めたりする権限がないため事故原因の分析に必要な情報収集が困難であつたと。で、これを見直すと。流出事故が起こつても、今までもですよ、この法案改正するまで質問したり資料提出を求めたこともできないと。何で権限がなかったのか。それは、さっき言ったそういう、例えば気体には一切危険物じゃないと、指定もしていませんとか、こういうものは、タンクは経産省ですよとか、そういうことがたくさんあつて今までできなかったんですよ、じゃないんですか。これ見てびっくりしましたよ、そんな権限もなかったのか。

消防は、私も家で、昔は二階が住まいで下が、

一階は剣道場だったんですけれども、入口が二つあつて、もう何かあつたときは、火災があつたらその両方から出るしかないんだけれども、消防が来まして、この入口に何かランブを付けなさいと。で、一年に一回は一日掛けて研修だけ出しなさいと、これだけ細かいことを指導しているわけですよ。それがこれだけ大きなタンクとか水素ガスとかプロパンとか、そういうものに権限がなかったこと自体おかしいと思われませんか。何で、それは省庁のこの考え方、国民のための、国民の災害の、そういうものには全然焦点が合っていないといふふうに思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(荒木慶司君)　ただいまの点でございますが、いわゆる消防法におきます危険物につきましては、これまで消防法の第十六条の五の規定がございまして、これは一つの例でございますが、危険物の貯蔵あるいは取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときには、これは市町村長等が、危険物施設の許可権者であります市町村長等が行えることになっておりますが、例えば貯蔵所等への立入りをして検査を行う、あるいは関係者への質問をするとか、報告を求める、資料提出を求める、こういった形で事前に危険物の取扱いによる事故等を防止するための措置が講ぜられるようになっておりまして、それと適合、基準に適合していない場合等につきましては措置命令等も行えるような、そういった規定はございます。

ただし、委員が今御指摘でございますように、この消防法の危険物の対象は液体及び固体でありますので、ガスにつきましてはまた所管、規制する法令が別でございますので、担当省庁も別でございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、そういった日常的な安全の確保につきましてはそれぞれでやっておりますけれども、先ほども申しましたように、実際にこれによりまして災害等が、火災等が発生しました場合には消火活動等に当たりま

すのは消防でございますので、私どもは常に関係省庁とも緊密に連携を取りまして、そういった事前の予防措置等についても、保守なりにつきましても、十分な体制が図られるようによく連携を取って取り組んでいくところでございます。

○弘友和夫君 ですから、火災が起こったり災害が起こった場合は消防が行くわけでしょう。だけれども、それはガスは所管外ですと、消防法に言う液体なり固体でガスは違いますと。じゃ、経産省が行くんですか、その火災が起こったときに、こんな縦割りというか、おかしいと。

大臣、ちょっと通告しておりませんけど、どう思われますか、これ。

○国務大臣(増田寛也君) いろいろ経緯があつてこういう法体系ができていくことだろうと思ひます。

私、地域で自治体の首長の立場でこうした防災対策ですね、大変重要な課題でございますので、お預かりをしていた立場から見まして、やっぱり現場に、今まさに先生おっしゃったように、だれが行つて、だれがどういう活動をするのかと、そしてだれが第一義的に地域の住民の皆さん方を守りていくのかと、あるいはどういう責任を果たしていくかという観点から考えていかないと、こうしたことを現場で活動するときに大変苦労すると、そしてそのことがまた次の危険につながっていくという思いが実はございました。

今こういう大臣の立場でここについて明確になかなか言えないもどかしさも一方ではあるんですけど、やっぱりそういうことをきちんと受け止めて考えていかなければならないと思ひますので、消防庁長官が今言っておりますけれども、やはりそこを乗り越えて、こうした危険がまさに危機管理の体制が問われていることであろうと思ひますので、そうした法体系も含め、国としてどういうふうなことをやっていくのか、省庁ということを超えてどういうふうなことをやっていくのか、そのことを重く心に受け止めておきたいというふう

○弘友和夫君 今大臣のお答えありましたけれども、本当に今現実に大地震も起ころうとしていて、もう想定されているわけですよ。これだけの被害を想定されている。そういう中で、これは消防庁です、これは経産省です、これはどこですとか、そんなの言っている場合じゃないんですよ。だから、じゃガスが爆発したとき経産省何かそういう消火器とかなんとかを持っているのかという、そんなことはないと思うんですね。もう是非、これは一体となつてやる、今までのいきさつはどうあれ、やっていただきたい、現場が一番大事ですからというふうに思ひます。

それからもう一つは、活断層なんですけれども、日本には二千か所、約あると。アメリカで七一年、ロサンゼルス近くでサンフェルナンド地震というときに、カリフォルニア州では活断層法というのを制定している。活断層の両側五十フィート以内では原則として人間が居住する建物の新築を禁止したとか、そういう法律を作っているわけですね。

日本においては、この間、美浜の原子力発電所も何か活断層の上というか近くというかで建設されていたという。だから、日本は活断層もう二千もあるという、じゃそれをどう考えて、活断層、じゃ日本で一切建てたらいけませんよとか、そういうことができるのかどうかというのも含めて、少なくとも原発だとか何かそういう、病院だとか危険物施設なんかは建てられないというふうにしなければいけないかなと思ひます。

じゃ、活断層を調査しているというからどういう、実態を知っているのは文科省だと。文科省が何でやるのかと思つたら、地震防災対策特別措置法というのに基づいて文科省は活断層をやっている。じゃ、そこに建物と云々というのは国交省になるでしょう、建築基準法だとか。じゃ活断層があるんだと、それを考えてそこに對してはどうするんだというのを考える役所があるのかどうかですね。

内閣府が防災担当ですから、内閣府、それをトータル的にどう考えているか、お答えいただきたい。

○政府参考人(田口尚文君) お尋ねのカリフォルニア州の活断層法につきましては、ただいま議員から御指摘ございましたとおり、活断層に関しまして情報提供と活断層を含みます一定地域内の建物建設の規制といったものが主な内容であると承知をいたしております、我が国におきましても参考とすべき点があるものと考えております。

一方で、同じく議員から御指摘ございましたとおり、我が国は活断層の数が極めて膨大でございます、すべてその位置を把握することは極めて困難でございます。さらに、狭い国土の中で稠密な土地利用が行われているという実態がございます、我が国におきまして学校、病院等の数多くの公共施設のすべてにつきまして、その立地について確実に活断層を避けるというのは現実面ではなかなか困難な面があると思ひております。

ただ、いずれにいたしましても、政府といたしましては、そういった学校、病院等の公共的な施設の安全性の確保ということが重要であることは間違いないと思ひます。そういった観点から、引き続き公共的な施設の耐震化につきまして努力をいたしますとともに、活断層に関する調査研究や情報提供の充実に努めてまいりたいと思ひております。

○弘友和夫君 そういう御答弁だと思つたんですけど、でも、じゃ、活断層自体がよく分かっていないという、だから、アメリカで五十フィート以内に建てちゃいけませんよというところは、そういうことが分かるということじゃないですか。科学的に証明ができるという、それが無いとそういう法律作つたって何もしないわけだから。

じゃ、この日本みたいな地震大国で、文科省は呼んでいませんけれども、そんなこと分かりませんよというんでは済まないんですよ。分からないから建てても、これは、いっぱいあるからというのではない。まずそこをどうするんだとい

うのを考えるところから始めないと、いっぱいあつてしょうがない、もうそんな病院だの、だから原発も建つわけですよ。そんなことはおかしいなというふうに思ひますので、だから、まずどうするんだというところから是非、まとめるところは内閣府しかないというからですよ。是非やっていたきたいというふうに思ひます。

それともう一つは、これもいろいろな組織があるなというふうな思つたんですけど、今回、これも内閣府で川崎に基幹の広域防災拠点、直下型としてできましたよね、一千何百億か掛けて立派なやつを。消防庁は、これは各都道府県がやっていくわけですけども、広域防災拠点というのをやっている、県に数か所、何か所か、広域防災拠点。内閣府は基幹の広域防災拠点と。規模が違ふと言われるかもしれぬけれども、そこら辺の立て分けと、じゃこれ、基幹の広域防災拠点、川崎だけじゃなくてもう一つ、南海、東南海、いろいろあるわけですから、どうそういうのを考えてやるのかとか、広域防災拠点との関連性だとかいうのはどう考えられていますか。

○政府参考人(田口尚文君) 議員御指摘ございました東扇島地区の防災拠点は、平成十三年六月の都市再生プロジェクトの第一次決定を受けまして、首都直下地震におけます物流のコントロールセンターとして基幹的な広域防災拠点として整備がされたものでございます。

それと各県の防災拠点の関係でございますが、まずこの東扇島の基幹的な防災拠点でございますが、いわゆる近くに港湾を持つておりまして、岸壁を持つておりまして、そこに物流が集まつていく、それを被災地域内の広域的な拠点に持つていく、そしてさらにそれをまた各避難所に持つていくという形になってまいります。そういったことになりましたが、具体的には、そういった内容につきましては大規模地震に関します緊急活動要領と、さらにはその要領に基づきました具体的物資の集配とか部隊の派遣を定めました具体計画といったものを策定して、それにのっとり実際の

物資の搬送や救急救助活動を行うというような形で進めていくこととなっております。

○弘友和夫君 だから、消防庁が進めている広域防災拠点との関連とか、自分の予算を出して造ったところは分かるけれどもほかは分かりませんと、連携が、だからいろいろお話を聞いていてもないわけですよ。基幹的防災機関だって消防庁が入って使ってくるわけでしょう、今後も。各都道府県にある広域防災拠点だって消防だけじゃなくていろいろなものが使ってくる場合があるわけですよ。だから、そういう連携というのが、本来ならどこかそういう大きなやつも造り、都道府県にも造るというふうになっていった方がいいんだと思うんですけども、そこら辺の連携もないという。

もう一個、国交省に来ていただいていますので、いろいろ同じ組織があり、国交省で緊急災害対策派遣隊というのを二千人規模でつくられたと。消防は緊急消防援助隊とか、いろいろありますよね。これはどういう組織ですか、連携はまだどういうふうにしていくんですか。

○政府参考人(田中裕司君) 緊急災害対策派遣隊についてのお尋ねでございますけれども、これは、近年の地球温暖化などにより災害リスクの増大を踏まえまして、大規模な自然災害の発生により被災した地方公共団体などに対して、被災した公共施設の被災状況の把握、復旧等の災害応急対策に関する技術的な支援を円滑かつ迅速に行うために今年度に発足をいたしましたのでございます。

この隊の業務でございますが、災害発生直後から被災地に入りまして、河川、道路、港湾、空港、住宅などの被災状況をいち早く把握をし、各分野の専門家として二次災害防止や被災地支援に不可欠なインフラの早期復旧のための技術指導や緊急輸送のための調整などに当たることとしてございます。

これまでもこのような行動は、中越地震や能登半島地震などの大災害時に同様の支援を実施をしてきておりますが、今回、災害の都度、態勢を

取ってきたという従来のやり方を改めましてこれを正式に制度化して、平時からも訓練、研修などを行いまして技術力の向上を図り、国土交通省として危機管理対応の充実強化を図りたいということでございます。

全体の連絡調整につきましては、一般的には、現地に災害対策本部等が設置されますので、その活動の中を通じて各関係機関と十分に連携を取ってまいりたいというふうに考えております。

○弘友和夫君 じゃ、今回の中国の地震でも、がけ崩れが起こって道路がふさがって救援に行けないという映像が出ていましたね。そういうときはこの緊急災害対策派遣隊という、国交省の、これが出ていくわけですか。

○政府参考人(田中裕司君) 海外の場合は想定をしておりませんが、同じように国内で生じた場合には、災害対策用ヘリコプターでそういった被害状況を把握したり、あるいは現地を踏査をいたしまして、インフラの応急復旧方法でありますとか復旧方針を指導するといったことを行いまして、早期の復旧ができるように支援等をしてまいりたいというふうに考えております。

○弘友和夫君 起きたときに救出だとか駆け付けるとかということじゃなくて、後々の、何というか、復旧工事が重点というふうに考えているということですかね。——まあいいです、いいです。

時間がありませんので、最後に、いろいろやりたかったんですけども、ヘリコプターですね、消防ヘリコプター。これは今、消防機関が二十八機、道府県保有が四十二機、合計七十機というふうになって、大分整備はされてきたんですけども、これ、私、消防ヘリコプターの使い方、阪神・淡路のときに、起こってすぐ、私、衆議院の予算委員会でも質問したことがあるんですけども、映像を見ていましたら、直後に火の気が上がっているのは二、三か所だったんですけど、全体を映した中で、だから、そんなに広がるなんて思いませんでした。そうしたら、どんどんどんどんあれだけの災害になったわけですよ。ほかのテレビなんか

では、もう消防ヘリコプターのいろいろ、だあつとこうやって映像がどんどん映っている。実際、質問しましたけど、一切消火には使われてないというわけ、消火には、消防ヘリコプター。山林は使うことがあるかもしれないが、しかし、都市については消火にはヘリコプターを使っていないと言ふ。それは何でかといったら、人が生きていくかもしれないし、水が掛かったらいかぬとか、何かそんなことだったと思うんですけど。

これは何で使わないのかという、最後に、もう時間が来ましたので、お聞きして終わりたいと思います。

○政府参考人(荒木慶司君) ただいま御指摘ございましたように、阪神・淡路大震災の際には消防ヘリコプターの活動は空中消火には従事をいたしておりました。主に負傷者の救急搬送や食品等の物資搬送を行ったというふうに承知をしております。

現在、消防庁では消防防災ヘリコプターによります空中消火につきまして様々検討をしております。ヘリコプター本体、火災の際にはかなり上昇気流等もありますので、そういったヘリコプター本体の安全、それと地上側の、今お話ございましたように、地上側の安全ですね、双方の安全を十分に確保した上で、双方の連携を取りながらどういった形で効果的に使えるか。実は、昨年の秋から、消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会を設けて、専門の方々にもお入りいただきまして現在検討しております。この検討結果を受けて今年度末までに報告書をまとめていただきます。それを受けて消防庁としての対応、これは特にヘリコプターを保有しております消防機関等ともよく相談しまして、今後の活用について検討してまいりたいと思っております。

○委員長(高嶋良充君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後二時開会  
○委員長(高嶋良充君) ただいまから総務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

この際、消防庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。

○政府参考人(荒木慶司君) 午後の質疑に先立ちまして発言をさせていただきます。

午前中の吉川議員の御質問に対する私の答弁の中で、市町村防災行政無線、同報系のアナログ方式からデジタル方式への移行期限につきまして、消防救急無線のデジタル化と混同いたしました。実際には同報系のデジタル化につきましては移行期限はありませんので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長(高嶋良充君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

初めに、消防庁に伺います。

今年二月十五日に出された消防審議会の大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申では、危険物事故の動向それから発生原因、どう述べているのでしょうか。

○政府参考人(荒木慶司君) 危険物施設における事故の動向につきましては、危険物の流出事故は平成六年までは減少傾向を示していたものの、この年を境に増加傾向に転じ、平成十八年中に発生した火災・流出事故件数は、平成六年と比べると火災が約二倍、流出事故が約二・二倍となっております。特に危険物が大量流出する可能性のある五百キロリットル以上の大型屋外タンク貯蔵所に限定すると、その流出事故は六倍となっていると述べているところであります。

また、事故の原因については、事故が発生する原因は、腐食等劣化によるものが流出事故全体の三割強を占めており、近年の増加傾向は施設の老

朽化の進展に大きく関係しているものと考えられる。特に、流出事故が著しく増加している五百キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の約八割は昭和五十二年以前に設置されたものであり、また給油取扱所の地下貯蔵タンクについては、その多くが設置後三十年以上経過している状態にあると述べているところであります。

○山下芳生君 危険物施設の事故は増加傾向にあり、その発生原因として施設の老朽化の進展が考えられるところであります。

そこで、五百キロリットル以上の大型屋外タンクを始め、危険物施設が集中している石油コンビナートの保安規制について聞きたいと思ひます。

経済産業省、石油コンビナートにかかわる保安四法、すなわち消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法のうち、高圧ガス保安法の規制緩和がいつ、どんな内容で行われたのか、簡潔に説明していただけますか。

○政府参考人(稲垣嘉彦君) お答えいたします。

高圧ガス保安法に係る自主検査の導入に関する規制緩和につきましては、昭和六十二年一月の通達制定により認定事業者の自主検査制度が導入され、平成九年四月の高圧ガス保安法の施行により法律上の位置付けがなされました。同法に係る開放検査周期の延長については、平成十一年九月の通達改正により、貯槽についてそれまで一律三年であったものが使用材料に応じた延長がなされました。この際、併せて認定保安検査実施者については独自に開放検査周期を定めることができることとされました。

○山下芳生君 一九九六年の高圧ガス保安法の改正で、通産大臣が認定した事業所には自主検査と、それから検査周期の延長、これは運転を止めずに連続運転できるということが容認されたということであります。

当時、私は参議院の商工委員会で質問に立つて、保安規制の緩和で事故が増加する危険性を指摘して反対しましたが、その後事故はどう

なったのか、経済産業省、高圧ガス災害事故の推移について九七年から二〇〇七年の数字を述べていただけますか。

○政府参考人(稲垣嘉彦君) お答えします。

一九九七年から二〇〇七年における盗難、喪失を除く高圧ガス事故の件数は次のとおりでございます。一九九七年、八十九件。九八年、九十件。九九年、七十九件。二〇〇〇年、九十九件。二〇〇一年、百二十二件。二年、百三十八件。三年、百四十六件。四年、百五十七件。五年、百六十五件。六年、百九十三件。二〇〇七年は二百八十三件でございます。なお、人身被害を伴う災害の発生につきましては、おおむね横ばいの毎年約五十件となっております。

○山下芳生君 資料にグラフを示しておりますけれども、保安規制の緩和後、事故が増加しているわけであります。経済産業省、その要因は何でしょうか。

○政府参考人(稲垣嘉彦君) お答えします。

高圧ガス事故の原因には、一、設備の設計・構造不良、二、設備の維持・管理不良、三、管理・操作基準の不備、四、運転・工事に係るミスなどがあります。そのうち劣化、腐食等といった設備の維持・管理不良と、認知確認ミスといった運転・工事に係るミスが原因の多くを占めております。

なお、近年これら劣化、腐食等に伴う漏えい件数が増えており、現在その原因について分析をしているところですが、最近の社会的な安全意識の高まり等を背景に、従来は報告されていなかった軽微な事故が報告されるようになってきたことも一因と考えているところであります。

○山下芳生君 劣化や腐食等による災害が増加しているということでありまして、これも資料にその分布を示してありますが、要するに設備の経年劣化が事故の増加の背景にあるようであります。

ただ、私は、設備が老朽化する、イコール劣化、腐食が増える、イコール事故が増大すると安易に認識していいのか、よく考える必要があると思つ

ております。

厚生労働省、平成十九年三月のボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会報告書では、石油精製業設備で平成十四年から十八年に発生した爆発・火災事故のうち、設備の腐食、摩耗、亀裂等によって発生した事故は防ぐことができたか否か、どう分析しているでしょうか。

○政府参考人(鶴田憲一君) お答えします。

御指摘の報告書は、平成十九年三月に取りまとめられたものでありまして、先ほど御指摘がありましたように、その十二の事例の原因というものをみてみますと、工学的に未知の現象であった又は予測不能であったと考えられるものが二、三例にとどまっております。大部分は過去の経験、知見の集積により経年裂傷の防止及び管理を適切に行えば防ぐことができたと考えられるというふうに指摘されております。

○山下芳生君 大部分は防ぐことができた事故だったということでありまして。これは逆に言いますと、過去の知見を集めて、それから管理を適切に行えば、たとえ設備の老朽化が進んだとしても事故を未然に防ぐことはできるということだと思ひます。

非常に大事な指摘だと思ひますが、経済産業副大臣、重く受け止めるべきではないかと思ひます。いかがでしょうか。

○副大臣(新藤義孝君) 御指摘の厚労省の報告書につきましては、私ももとしても承知をしております。経年劣化や保安管理上の問題があるということでございます。

そして、経産省といたしましては、この高圧ガスの利用に伴う災害の防止、これをより確実にするためには、こうした報告書に御指摘いただきました点も含めまして、さらには近年の事故についての実態の把握、それから要因の分析、さらには総合資源エネルギー調査会高圧ガス部会、私どもの中にもそういうものがございまして、こうした専門家の御意見もいただきながら、随時、技術基準ですとかそれから検査方法、こういった

ものをきちんと既成制度への反映に図つてまいりたいと、このように思つております。

今後とも、このコンビナート設備の保安規制を担う関係省庁とも十分に連絡取りながら取り組んでまいりたいと、このように思つております。

○山下芳生君 先ほどの厚生労働省の報告書では、こうした事故は高圧ガス保安法の適用を受ける設備には発生しているが、労働安全衛生法の適用を受けるボイラー等では発生していないとあります。これも非常に重要な指摘だと読みました。

両者のどこが違うのかといひますと、高圧ガス保安法は事業者による自主検査を容認しましたけれども、労働安全衛生法は第三者機関による公的検査が現在も維持されております。自主検査と公的検査の違いが大きいと思ひますね。

厚生労働省、この報告書では、石油精製業界の社内検査の公正性、独立性の確保についてどのような状況が見られると分析しているか、具体例も含めて紹介していただけますか。

○政府参考人(鶴田憲一君) 報告書におきましては、自主検査制度を導入するには、社内検査において、定められた検査手順・方法が遵守され、判断基準がゆがめられないこと、検査の公平性、独立性が担保される必要があるとされております。

また、報告書におきましては、石油精製業で問題がある等の理由で事業場認定の取消処分が行われている例が挙げられております。それにおきましては、ボイラー等の連続運転の認定事業場では、一つは虚偽報告を行ったことによるもの、二つ目は、認定の変更の手續に違反があったもの等があります。また、高圧ガス保安法の特定施設に係る認定保安検査実施者に対する不正による取消処分も行われております。

このうち、一企業で起こった不正事案の経緯を見ますと、経営に危機感を持った外資系トップが急激な補修コストの削減を企図する中、二製油所において、コスト削減と検査を含む業務の効率化が優先され、法令遵守が軽視されるようになり、平成十四年までの数年間、高圧ガス保安法の保安

検査の検査項目の省略及び虚偽報告を行うことに至ったと、そういう状況が見られるというふうな報告されております。

○山下芳生君 以上のようなことを踏まえて、報告書は最後に、「石油精製業界において、経営や競争が激しいときであっても、社内検査の検査手順・方法が確実に遵守され、また社内検査部門が会社の経営から独立して公正な判断が行われるようにするための仕組みが構築され、かつ、それを維持し続けるだけの体制がある」と言い難いと言える。」というふうな記述をされております。

これが実態だと思ふんですが、経済産業副大臣、災害防止のために保安規制の緩和をやつてきた下でこういうことが起こっている。私は、今、緩和から規制の強化への転換、少なくとも石油コンビナートのような危険物が集中する大規模施設では、自主検査に任せるのではなくて公的検査を復活強化することが求められていると思ふんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(新藤義孝君) まず、規制緩和というのは検査の方法についての緩和がなされたということとございまして、規制の基準が緩和されたものではないというふうに私は理解をしております。そして、まず、その意味におきまして、高圧ガスを設置する事業者というのは、その保安の確保と災害の防止を徹底して行うという責務があります、業者としての。それに対して、こういう事業者がその責務を全うさせるべく我々行政が厳格に規制を執行していく、このことが重要だと思つておるわけでございます。

そして、高圧ガス保安法というのは、こうした考え方の下で、まず高圧ガスの処理量が多い事業者につきましては、都道府県知事が設備の検査を行うとともに、保安管理能力が高いと認められる事業者につきましては自ら設備の検査を行うことができる、こういう認定制度にしているわけでございます。これは、認定を受けた事業者が自らの設備の状況に応じて独自に徹底した検査そして保安管理を行うことにより安全性を一層

向上させるものだ、こういう趣旨から行っているものでございます。一方で、認定事業者におきましても、法令に照らして保安管理体制に問題があることが明らかになった場合には、認定の取消し等、厳正に対処してきているつもりでございます。

今後とも、立入検査等を通じチェックをしつかりと行い、また問題があれば厳正に対処してまいりたいと、このように思っております。

○山下芳生君 これは非常に認識が甘いかと率直に思いますね。

二〇〇四年に四十六社、八十事業所が認定をされておりました。それがいろいろな検査不適正、それから事故もありまして、六社、十一事業所の認定は取り消されているわけですね。物すごい比率ですよ、これは。一般の事業所の事故率よりもはるかに高い事故や不正が認定事業所で起こっている。

その下で、去年の十二月も三菱化学鹿島事業所で下請の四人の労働者が火災事故で亡くなったという大きな事故まで起こっちゃった。これも認定事業所でしたよ、取り消されたわけでもない。こういうことが次々起こっているわけですね。そして、結果として去年の厚生労働省の報告書では、これは自主検査と言っているけれども、公正性、独立性がちゃんと担保できていないという認定がされているんです。

一方で、大規模災害がこれから起こる、国民や住民に大きな被害が及ばないとも限らない下で今こういう事態を放置していいのかということですが、私は、企業任せでは老朽化がやっぱり進む下で事故を防ぐことはできないと思ひます。産業界全体として設備の定期修理に掛かる費用や人員も減らされているということがあるわけですから。これは是非総務大臣に認識を伺いたいと思ひますが、消防の調査権限、体制を強化することはもちろん大事だと思ひます。同時に、危険物施設の老朽化が進む下で保安規制の緩和をこれ以上放置することは、私は国民の安全に責任を持つ姿勢と

は言えないと思ひます。事業者の自主検査ではなくて、公的検査の拡大強化など行政の役割を高めることが必要だと思ひますが、防災、それから住民の安全の一翼を担う総務大臣として、心に留め置くではなくて、関係大臣、各省庁とも率直に協議をして真剣に検討すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 今、経産省の副大臣の方から御答弁ありましたとおり、当然のことについて、基準が緩和されたりと、そういったことではないけれども、そこところはきちんとして法律を執行して、そういったことが起こらないように今しているわけですが、いずれにしても、関係省庁間で横に緊密に連携を取つてこの災害危険というところに対処していかねばならないということがございまして、それぞれの立場でそれぞれの役割をきちんと果たすということが私は大事だと。

それからもう一つは、こうしたやはり国民生活の安全性を守るという観点から、今回の我々の消防法の改正というの、これも一つの我々の役割を果たさなければいけないということからの提案であるわけですが、この公的検査の充実をやはり図つていかなければならないと。この点については、危険物施設の安全確保ということに向けて、こうした公的検査の充実を図るなどしてこの安全が確保されるように努めていきたいと、このように考えております。

○山下芳生君 先ほどの質疑でもありましたけれども、幾ら消防庁が一生懸命やっても、経済産業省の分野で規制が緩和されて事故がどんどん増える。しかし、起こった事故の後始末、火災消しに行くのは消防庁やという、そういう大事な役割を私は総務大臣が果たさなければならぬ。

だから、消防法の中で公的検査を強めるのは当然だけれども、それ以外の分野でも防災という点から必要な手だてを取るように、私は、心にとどめ置くというだけではなく、関係省庁に提起していただく責任が大臣にはあると思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(増田寛也君) 先ほど来その点については御指摘をいただいているところでございますので、きちんと受け止めて対応していきたいというふうに思ひます。

○山下芳生君 次に、産科の救急医療について質問をいたします。

一昨年、昨年と妊産婦の搬送先が見付からずに死亡、死産するという悲しい出来事が続いた奈良県では、総合周産期母子医療センターが未整備でした。総合周産期母子医療センターの開設に当たつて、医師の確保、看護師の確保も含めて、県任せにしないで国が責任を持つと、昨年の十月、当委員会でも西川厚生労働副大臣は私に答弁をいただいたわけですが、現状どうなっているのでしょうか。

○副大臣(西川京子君) 本日に、昨年、妊婦さんが亡くなるという不幸な事件がありました。それが一つの象徴的ではあります。この救急医療、周産期、そして小児科の医師の不足というものの、大変ここ一年ほど大きく社会問題化しております。緊急に厚生労働省としても対応しなければいけない。

長期的にはやはり医学部の定員の増とか女性医師の働く環境の整備とかいろいろな政策があるわけですが、短期的にこの五月に緊急医師確保対策、あるいは看護師の研修センターへの補助とか、そういう施策を行ひまして緊急の確保に努めております。

そして、今月の二十六日に奈良県の奈良県立医科大学附属病院の産科病棟を改修いたしました総合周産期母子医療センターが開設することになりました。それを指定することとしております。

○山下芳生君 二度の悲しい出来事の痛みの教訓の上に開設の運びとなったことについて、関係者の努力に敬意を表したいと思います。これが安心して赤ちゃんを産める社会にという願いにこたえる第一歩になるように期待したいと思ひますが、ただ、手放して喜ばない面があるんですね。

当初の計画よりも医師、看護師の確保が不十分  
に終わりました。NICU、新生児集中治療管理  
室の稼働を、当初計画二十一床だったんですが、  
約半分の十二床でスタートせざるを得なくなりました。  
国として、原因をどう分析し、今後にどう  
教訓を生かすのか、また、奈良での医師、看護師  
の確保をどう支援するのか、お聞かせください。

○副大臣(西川京子君) 確かに当初の御計画で  
は、新生児の集中治療管理室が、NICUと言  
いますけど、これが二十一床、そして母子、母体と  
胎児集中治療管理室、MFICUと言いますが、  
これが六床という計画でございましたが、やはり  
看護師がちゃんと確保できないということでござ  
いまして、医師の方は予定どおりでございました  
けど、十二床と六床ということで事業を行うこと  
になりましたが、実は厚生労働省の方で総合周産  
期母子医療センターとしての指定基準というの  
は、NICUが九床、そしてMFICUは六床以上  
が整備されているのを総合周産期母子医療セン  
ターという指定基準をしておりますので、基準は  
十分に満たしているわけでございます。

ただ、奈良県といたしまして、更に看護師確  
保に、来年の春には達成したいということで御努  
力をするようでございますから、厚生労働省とし  
てもしっかりと連絡を取り合ってサポートしてい  
きたいと思っております。

○山下芳生君 看護師さん、たくさん養成されて  
いるんですよ、県内で。なかなか県内に残ってく  
れないといういろいろ苦勞もあるようです。やつ  
ぱり、県任せにしていたのではなかなか思うよう  
に運ばないということなんで、是非国が責任を  
持って引き続き、奈良だけではありません、全国  
の医師、看護師の抜本的な増員と緊急の確保、全  
力を尽くしていただきたいということを申し上げ  
て、終わりたいと思います。

○又市征治君 今回の改正案は、大規模な地震そ  
の他の災害に対処するために、石油タンクの調査  
の充実であるとか、また緊急援助隊の機動的な活  
用ということでございますので、これはもう冒

頭、賛成だということをお願いしたいと思います。  
います。

ただ、これらを推進するに当たっても、また  
一般の消火活動や査察においても、基礎になるの  
はどうしてもこれは人員の問題でございまして、  
今日はその点をただしたいと思えます。

その前に、車両や施設の整備率を若干お聞きを  
いたしますが、この中で比較的遅れているのがは  
しご車と消防水利ですね、それぞれ何%になっ  
たか、二〇〇〇年と二〇〇六年の数字を比較して述  
べていただきたいと思えます。

○政府参考人(荒木慶司君) はしご自動車につ  
きましては、二〇〇五年六月に消防力の整備指針の  
見直しが行われておりまして、同一の基準による  
比較とはならないところでございまして、その充  
足率は、二〇〇〇年におきましては八一・八%、  
二〇〇六年では八八・〇%となっております。ま  
た、消防水利の充足率は、二〇〇〇年におきまし  
ては七八・六%、二〇〇六年では八〇・六%と  
なっております、二ポイント上昇しているところ  
であります。

○又市征治君 今あつた二点は、車両関係の他の  
項目に比べて比較的低かった数値ですが、答弁の  
ように若干改善をしてくれていると。

ただ、もう一つ気になっているのは、私、化学  
消防車が八七・九%というのは、八・五ポイント  
もマイナスになっているというのは、八・五ポイント  
なるので、この点は今日特に質問しますが、是  
非これは向上を図っていかないと、今日かけてお  
る法案の中身でもあるわけですね、これは是非そ  
の点はしっかりと取り組んでいただくことにお願  
いしておきたいと思う。

ところで、いわゆるミニマムの法則というのが  
ありまして、個別にいろいろな高い数値、指標が  
あつても、総合力が一番低いところに規制をされ  
る、こういう意味だと思ふんです。その一番低い  
のが実は消防職員の充足率ですね。大体、私は消  
防職員の整備率なんて言葉を使っておること自体  
が間違いだと思ふ。職員に整備率なんてどこにあ

りますか。機械なら整備率というのは分かりまし  
よ。職員を整備率なんていう言葉で使うこと自体  
が、元々充足をしないかぬということをして  
言っているのに、整備率ということにして目標に  
してしまっている。これはおかしい話なんです  
が。

さてそこで、この充足率、二〇〇〇年、二〇〇  
三年、二〇〇五年の率を紹介してください。

○政府参考人(荒木慶司君) 消防職員の充足率で  
ございまして、二〇〇六年は七六・五%、二〇〇  
三年は七五・五%、二〇〇六年におきましては七  
六%となっております、おおむね七六%前後で  
推移しているところでございます。

○又市征治君 説明のとおり、職員の充足率はこ  
の六年間全然向上していない。七六%という充足  
率は、先ほどの車両や消防水利の八割台と比べて  
も最も低い数値なわけですね。これでは、びかび  
かの車両はそろつても、運転や機械操作、消火活  
動をする職員が足りないの、現場での迅速な消  
火作業に支障が出たり、あるいは防災査察が十分  
にできないということになるんじゃないんです  
か。この点、まず第一点。

それから二つ目に、私は二年前の消防組織法で  
もこの件を質問したんですが、このときのデータ  
は二〇〇三年のもので、職員数は今話があつた七  
五・五%でした。前回のやり取り、少し読み上げ  
てみます。七五・五%の充足率で、四人いるべき  
ところを三人しかいない、特に、管轄人口五万人  
未満の地域では六三・六%、五万人以上十万人未  
満の地域でも余り変わらず六六・四%、つまり、  
三人必要だけれども二人しかいません、こういう  
勘定になる。十万人以上二十万人未満でも六九・  
六%、大変不足している現状ですね、こう私が  
指摘したのに対して、当時の板倉消防庁長官は、  
消防の職員数がこの整備指針にかなり及ばない水  
準になっていることは私も十分認識して  
おりまして、何とかこれを少しでも高めていき  
たいというのが長年の行政の目標にもなっており  
ます、こんなふうに答弁しているんですね。また、

長官は続けて、管轄人口の少ない消防本部が充足  
率が全国平均を下回っており、管轄人口の多い大  
規模な消防本部ほど充足率が高くなっているとい  
う傾向もございまして、も述べているわけですが、  
これが二年前の四月です。

そこで、お聞きしますが、この人口規模による  
格差は二〇〇三年のデータでしたけれども、さ  
て、現在はこの規模別のやつはどうなつたんです  
か、お答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(荒木慶司君) まず一点目の点でこ  
ざいまして、各市町村におきましては、現在、大  
変厳しい財政状況の中で大幅な消防職員の増加が  
極めて難しい状況にあると認識をいたしております。  
しかしながら、限られた人的資源を有効に活  
用して増大する消防需要に的確に対応してい  
くためには、各消防本部におきまして、消防職員  
一人一人の職務能力を高め、勤務体制の面で効  
率性を高めるといふ努力をされているというふう  
に承知しております。

また、市町村消防の広域化によりまして、管理  
部門や指令業務の要員を集約しまして、警防や予  
防などの現場要員の増強につなげていくことも有  
効な手段であると考えておりまして、私どもその  
推進に努めているところでございます。

次に、二点目の二〇〇六年におきます人口規  
模別の充足率の状況でございますが、管轄人  
口五万人未満の消防本部におきましては六四・  
四%、五万人以上十万人未満の消防本部では六  
八・三%、十万人以上二十万人未満の消防本部で  
は七一・一%となつております。

○又市征治君 実は今の答弁の数値、初めは規模  
別に集計されていなかったようですね、おかし  
いじゃないかということ、御指摘申し上げ  
て、昨夜という今今朝方まで再集計をしていた  
いたようでありまして、担当の職員の方には大変  
御苦勞さまで申し上げたいと思えます。  
しかし、前回答弁であれだけ小規模な団体ほど  
充足率が低いと分析したんですから、これは〇六  
年の調査でも当然最初から小規模団体に注目をし

て調べるべきだと思えますよ。

さて、この小規模な消防本部においては三年前より一％ないし二％ずつ充足率はアップしたという回答です。ただ、この数値は、この期間に大合併があり、また法改正による消防の広域化もあったわけですから、実人員が増えたのか、それとも統計後、組替えによって見かけ上増えたのか分かりませんね、これ。一番小規模の五万人未満の消防本部は、依然として六四・四％ということですから、三人いるべきところ二人にも足りない。全国平均でも一進一退で、今なお全国平均で七六％、つまり四人のところを三人しか充足されていない。二〇〇六年から六年間は足踏み状態だ。

二〇〇三年のとき、前長官は私に、広域化を図ることによりまして少なくとも充足率は高まっていく、何とかそういう充足率が低いところが底上げが図られるように努めてまいりたいと答弁をされているわけですよ、これ。実態はほとんど目立った前進がない。それを今、現長官がそんなさっきの、地方自治体が財政難でございまして、冗談じゃありませんよ、これ。二年前のときだった、広域化によって、しかしそれは職員をきっちり増やしてまいりますと、大臣答弁じゃないですか、これは。それを今更、充足はされていないから、そういう言い訳をされたんじゃないか、困る。こんなばかな話で、長年の行政の課題でありますと、こうまで言い切ったのが、どんどん後退しているんじゃないか。このところについてもう一度見解をしっかりと答えてください。

○政府参考人(荒木慶司君) 二〇〇三年から二〇〇六年の三年間に消防本部の数でございしますが、八百九十四から八百一十一に減少しておりますが、御指摘の消防職員の充足率の変化の要因につきましては、先ほど申しましたように、一％から二％程度の増加、まあわずかでありますが、増加という状況になっておるわけでございます。この辺りも一つの要因ということは言えるかと思えますが、現段階で、私どもとしまして、その要因を

必ずしも明確にこういうこととすることで分析し切れていない状況でございます。

いずれにしても、二〇〇三年と同様、管轄人口が少ない消防本部ほどその充足率が低いという状況は変わってございせん。一般論としまして、消防本部の規模が大きいほど火災等への対応力が高くなるわけでございますので、引き続き広域化の推進を図りまして消防力の強化、更には充足率の向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○又市征治君 やつぱり長年の行政の懸案事項だったと、こう言っているんですから、しっかりと取り組んでいただきたい。これは一番最後にも、また大臣にもこの点は決意のほどを伺いたいと思えますけれども。

次に、広域化の結果、人員配置がどうなったか、現場中心主義に改善されたのか、若干この点については御説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人(荒木慶司君) これまでに広域化を実現した事例として、長野県の松本広域消防局の例でございしますが、三つの消防本部を統合しましたことによつて十四名の本部要員が効率化されました、これを活用したドクターカーの導入によりまして救急業務の充実強化が図られたと伺っております。また、佐賀県の佐賀広域消防局においても、四つの消防本部の統合によりまして、職員数全体は増員することになったわけでありまして、配置人員二十名の分署を新たに設置するということで、消防ポンプ自動車と救急自動車とがそちらの新しい分署に配置されたと伺っております。

消防庁としましては、これらの実例から広域化のメリットということがはつきりうかがえますので、本部要員の効率化による現場要員の増強、これのために広域化を進めてまいりたいと考えております。

○又市征治君 今の説明では配置換えの数字だけで、必ずしも実際の現場の出動が早くなったとか、あるいは現場に投入された職員数が増えた証

明ではないので、広域化が本当に住民のためになったかどうか必ずしも分からないわけでありまして、けれども、やはり広域化の有無とはかわりなく、せめて車両並みに整備基準の八割、九割になるように、職員数の充足を着実に継続的に図っていかないと、いざというときの災害に対処できないと思ふんですね。

そこで、大臣、先ほどからお聞きいただいているとおりでありまして、小規模のところは三人いるべきところが二人なんです。それも充足していない。全体として四人いるべきところを三人しか充足されていない。つまり、全体としては今、消防職員、全国で十五万人余りだと思えます。つまりは五万人足りない、こういう状況で、これは一方における行革とは別だとこれまで総務大臣は答えてこられたんですね。

そういうことを含めて、このところを、これはちょっと少し前の話になりますけれども、昔、新宿のビル火災問題を二〇〇一年にやりました。あのときだって、ずっと人員が足りなくて査察ができませんでしたというような総括になっているわけですよ。そして、ああいう大事故が起きて四十四名も亡くなったんですね。あのとき反省をしてくるに、当時、雇用状態が悪かったから、私もあの問題、随分追及しました。その当時、結局は臨時雇用といいますが、そういう格好で二千人、一年間に査察問題などで増やしたんですね。そういう意味では、総務大臣、消防庁長官、当時頑張つて、二年間にわたつて二千名ずつ増やして、そういう努力もしました。だけど、また元に戻つてしまつて、こういう問題があるわけですよ。大臣、このところの人員の問題についても、これ、しっかりと取り組んでいく決意をはっきりしてください。

○国務大臣(増田寛也君) いろいろ各自治体で行革等の取組が行われているんですが、しかし、こういった消防職員というのは最後の安全の支えになっておりますから、やはりこういった人たちの数もきちんと確保しなければいけないのではない

か。データをみましたんですけれども、二〇〇二年から二〇〇七年の間、市町村職員の数が七・一％減少しているんですが、消防職員については同じ期間に一・九％増加と、こういうことであるんですが、しかしそれほど多くない数ですね、全体として見ればですね。

ですから、私は、やはりこうした消防職員について、都市規模別のデータも昨晩まで掛かつてやつと分析をするといったようなことでありまして、やはりデータをよくきちんと収集する、そしてその原因を分析をする、そして必要な数はきちんと確保するというところでなければいけないんじゃないかと、こういうふうに思うところであります。現場にずっとおりました感覚からこの点は大変大事だと思っておりますから、こうした消防団も含め消防職員の確保ということについて私もきちんと対応していきたいと、こういう思いでおります。

○又市征治君 是非しっかりとお願いをしたいと思えます。

そこで、この消防職員の充足を考える場合でも、私はやつぱり一面で欠かせないのが消防職員の団結権の問題だと思ふんですね。だから、逆にこんな五万人も足りない、こういう状況になっているんだと思ふんです。ILOが一九七三年以来ずっと、今年も日本の消防職員の団結権付与について勧告しているにもかかわらず、政府は一向に改善に踏み出さない。現場の、つまり各消防本部における消防職員委員会の審議状況についても資料をもらいましたけれども、解決した課題は四割にとどまっております。あいまいな労使一体型の懇談では改善は進むわけではない。まして、そこで消防庁にいられたらどうしようもないからと意見も言わない、こういう状況がある。こうした実情も、きちんと団結権を認めて、交渉のテーブルを設けることを促している、私はこんなふうに思います。

年間一千三百九十六名の死傷者を出して、文字どおり命懸けで火災や事故の救助、救援に当たつ

ている職員に対して、自らの命を守って、使用者にやはり自分たちの処遇改善を求めている、装備の充実を求めている、職員を充実してくれと求めている、こんなことは当たり前のことだろうと思うんですね。命令で動く組織だから駄目だなどという日本の政府の時代錯誤の理屈というのは、もうとつづくの昔にILOが条約九条違反だと指摘しているわけですよ。非現業公務員の今基本権問題が長引いている、こういう問題もありますけれども、消防職員の部分だけでも、総務大臣として早急にILO勧告に沿って解決に向けて努力をすべきじゃないか、こう思うんですが、大臣の見解をお伺いをします。

○国務大臣(増田寛也君) この消防職員については、政府全体の中の議論では必ず警察と同様な形で議論をされてきたということがありまして、今先生からお話がありましたとおり、基本問題の調査会の中でも取り上げられて議論されてきたようでありまして、結局、その報告書では両論併記のような形で終わっている。やはり、この問題、大きな政府の中の公務員の基本権の問題になるのでどうしても議論が大きくなるんですけども。

したがって、先生の方からいろいろおしかりいただくかもしれませんが、先般、私も消防職員委員会の制度の関係でその場にも出させていただきました。いろいろと関係の皆さん方と議論をさせていただいたところでありまして、知事時代はずっといつも受難、消防職員の慰霊祭等欠かさず出て、現場の苦勞も私も十分知っている。そして、こういったことの重要性は十分理解をしているものではございますが、先般、ちょうど岡部自治労委員長とのこの問題についてのいろいろやり取りも、私、直接やらせていただきましたけれども、今ある消防職員委員会制度をきちんと運営をして、そして定着をしていくということが、政府としての今公的な見解になっていきますので、それはきちんとやらせていた、だいたいと思いますし、それからこの団結権については、非常に

大きな政府の中での議論ということでございますので、今後、こうした問題についての検討がどのように進められていくのか、十分に見ていきたいと。

いずれにしても、消防職員の、先ほど先生からお話がありました、量もきちんと確保しなくちゃいけないと思います。量という大変失礼ですが、数ですね、数もきちんと確保しなきゃいかぬと思いますし、待遇をきちんとしないと、それは応募してくる人たちもないわけでありまして、この点については、総務大臣としてできる限りの対応はさせていただきたい、このように考えております。

○又市征治君 ほかの質問もまだ用意していたんですが、時間が間もなく来ますから。

私は最後に総務大臣に、これは御承知だろうと思うんですが、昨年の十一月二十七日付けで国際公務員労連の書記長から、最高責任者から総理あてに手紙が来ているわけですね。つまり、この国際公務員労連は昨年の大会で、この国際公務員労連というのは世界で百五十四か国、約二十万人の人々を組織している労働組合ですけれども、昨年の大会でこの日本の消防問題も大きな問題になった。そのことを踏まえて手紙を出されているわけですが、大会では、これまで十年にわたって、ストレスの多い労働条件のために、ある消防本部内で働く二百三十六名のうち七名が自殺した件に対して大きな関心を持って留意しました。労働組合が存在していたら、恐らくそのような状況は回避できたであろうし、労働者は自らの状況について上司に発言することができたであろうというのが大会の見解です。したがって、私は貴政府に対して、ILO八十七号条約に従って消防士及び救命救急士に団結権を直ちに与えるために必要な対策を講じるよう強く要望いたします。

前段飛ばしましたけれども、こういう国際的にも恥なんですよ。本場に権利小国というのか、こういう格好になっている。こんな手紙まで大会で確

認されて送られてきておつて、それでいまだにまだ警察と一緒にだなんていう、この時代錯誤も甚だしい。そういう意味では、これ一歩も二歩も前進させなきゃ。

これは、その点は是非とも、大臣さつき御見解ございましたら、前向きに御努力いただくことを心から要請を申し上げて、今日の質問を終わりたいと思います。

○委員長(高嶋良充君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高嶋良充君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、那谷屋君から発言を求められておりますので、これを許します。那谷屋正義君。

○那谷屋正義君 私は、たいたい可決されました消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本・自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、大規模地震に伴う危険物施設の事故により甚大な被害の発生が予測されることにかんがみ、危険物施設の耐震化を促進し、安全対策を一層強化すること。

また、危険物施設については、老朽化等に伴う腐食等劣化が流出事故の大きな要因となっていることから、その種類や設置環境等

に応じた腐食防止・抑制対策を推進し、事故防止に努めること。

二、危険物施設における危険物の流出等の事故原因の調査については、効果的・効率的な調査を確実に実施することができるよう、事故原因調査マニュアルを整備するとともに、必要な消防職員を確保し、調査能力や技術の向上を図ること。また、調査結果については、技術基準等への速やかな反映を図るとともに、関係機関における情報共有体制を構築し、実効性のある事故防止策を講ずること。

三、緊急消防援助隊については、活動規模の増大や大規模地震発生への懸念にかんがみ、登録部隊の計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進するとともに、消防応援活動調整本部の運営や関係機関との連携など実践的な訓練を行い、指揮・連携能力の向上に一層努めること。

四、災害発生時に広範な被害状況を迅速に把握するため、消防防災ヘリコプターによる災害映像伝送システムについては、中継車や可搬型受信装置の普及を含め全国的な映像受信範囲の拡大を図るとともに、通信衛星へ直接伝送する技術について検討を重ねること。

また、防災行政無線については、早急に整備率の向上を図るとともに、デジタル化に向けて適切な財政支援を措置すること。

五、災害対応力を強化するため、初動及び応急対応の防災拠点となる病院、学校、公民館等の公共施設について、早期に耐震化を完了すること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) た、だいま那谷屋君から提

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高嶋良充君) 全会一致と認めます。よつて、那谷屋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、増田総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。増田総務大臣。

○國務大臣(増田寛也君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(高嶋良充君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高嶋良充君) 電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。増田総務大臣。

○國務大臣(増田寛也君) 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波の有効利用の重要性はますます高まっております。そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその使途の範囲及び料額を見直すとともに、柔軟な電波利用の実現のために無線局の運用の特例を追加する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料の使途として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技

術基準を定めるために行う国際機関等との連絡調整の事務を例示として追加するとともに、携帯電話や地上デジタル放送などの無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力によるその利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付対象の拡大等を行うこととしております。

第二に、免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととしております。

第三に、国等について、電波利用料の徴収に関する規定を適用することとともに、特定の無線局の免許人等については、その規定を適用除外とし、又は納めなければならない電波利用料の金額を減額することとしております。

第四に、電波利用料を納付しようとする者は、一定の要件を満たす者として総務大臣が指定する者に納付を委託することができるようになる納付委託制度を整備することとしております。

第五に、携帯電話の超小型基地局等の無線局について、一定の要件の下で、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができるようにする制度を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、電波利用料の使途の範囲の見直しに関する改正規定は公布の日から、電波利用料の納付委託制度の整備に関する改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において修正が行われております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(高嶋良充君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員石田真敏君から説明を聴取いたします。石田真敏君。

○衆議院議員(石田真敏君) 電波法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきましては、趣旨及び内容を御説明申し上げます。

その内容は、第一に、電波監理審議会の諮問に関する事項であります。

現行法では、電波監理審議会への諮問は、総務大臣が免許等を「しようとするとき」と規定されており、総務省が策定した案を電波監理審議会に諮問しております。

本修正案は、免許等の手続の透明性を高めるため、総務大臣は、案の策定前においても電波監理審議会に諮問することができるようになるものであります。

第二に、電波利用料の使途に関する事項であります。

現行法では、電波利用料の使途につきましましては、その他事務として、法律に明示されていない事務も実施されており、また、研究開発事務につきましましては、広く「電波のより能率的な利用に資する技術」に関する研究開発を対象としております。

本修正案は、電波利用料の使途をすべて法律に明記し、その対象を明確にするとともに、研究開発事務の対象を、周波数を効率的に利用する技術等に関する研究開発であつて技術基準の策定に向けて実施されるものに限定するものであります。

また、本修正案では、電波に関するリテラシーの重要性にかんがみ、新たに、電波利用料の使途として、電波に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助を追加するとともに、情報公開に資するため、研究開発の成果その他の電波利用料の使途として実施される事務の実施状況に関する資料の公表に関する規定を設けることと

いたしております。

第三に、電波利用料に関する検討規定の追加に関する事項であります。

本修正案では、政府は、少なくとも三年ごとに、電波利用料の徴収等の規定の施行状況について電波利用料の適正性の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨規定することといたしております。

以上が本法律案の衆議院における修正部分の趣旨及び内容でございます。

何とぞ、御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部

を次のように改正する。

目次中「第七十条の七・第七十条の八」を「第七十条の七―第七十条の九」に改める。

第三十八条の十一「第一項中「この条の下に」及び第三十三条の二第三十四項」を加える。

第七十条の七「第一項中「操作」の下に「(次条第一項において単に「簡易な操作」という。)」を加える。

第七十条の八「第二項中「前条第二項を」第七十条の七第二項」に改め、第五章第四節中同条を第七十条の九とし、第七十条の七の次に次の一条を加える。

第七十条の七「第一項中「操作」の下に「(次条第一項において単に「簡易な操作」という。)」を加える。

第七十条の八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局(無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して、簡易な操作で運用することにより他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものとして総務省令で定めるものに限る。)の免許人は、当該無線局の免許人以外の者による運用(簡易な操作によるものに限る。以下この条において同じ。)が電波の能率的な利用に資するものである場合には、当該無線局の免許が効力を有する間、自己以外の者に当該無線局の運用を行わせることができる。ただし、

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人について準用する。

3 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第八十一条の規定は、第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「第八十条第一号中」又は第七十条の八第一項」を第七十条の八第二項又は第七十条の九第一項に改める。

の制定又は改廃に改め、同項第三号中により」を「による」に、「を定め、又は変更しようとするとき」を「の制定又は変更」、「を」を「作成又は改廃しようとするとき」を「の作成又は変更更に」、「を評価しようとするとき」を「の評価に」、「を定め、又は変更しようとするとき」を「の決定又は変更」と改め、同項第四号中「指定の取消し」を「処分をしようとするとき」を削り、同項第五号中「指定の取消し」を「処分をしようとするとき」を削る。

第三百三条の二第二項中「四千五百八十六万九千八百円」を「八千七十八万六千六百円」に、「百九十二

万八千九百円を「百四十七万九千九百円」に改め、同条第四項「行方」の下に「国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びを加へ、同項第六号中、当該無線通信の業の下に無線設備の技術基準の策定に向けたを加へ、一定のものを策定するに改め、

○中事務その他の」を削り、同項

○電波のより能率的な利用に資する技術

務の用に供する無線局の開設に必要な伝送路設備（有線通信を行うためのものに限り、これを「行われる次に掲げる設備（当該設備）」に改め、「附属設備」の下に）並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を、「交付」の下に「その他の必要な援助」を加え、同号に次のように加える。

□ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

第百三条の二 第四項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次の次の二号を加える。

四 電波の人体等への影響に関する調査  
標準電波の発射  
五  
第三百三条の二第四項に次の三号を加える。  
九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する支

術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするた

十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関

第三百三条の二第五項及び第六項中「五百四十円」を「三百六十円」に、「四百二十円」を「二百五十円」

に、「五百七十円」を「三百八十円」に改め、同条第  
十二項中「次に掲げる無線局の免許人等又は特定  
免許等不要局を開設した者」を「第二十七条第一項  
の規定により免許を受けた無線局の免許人又は次

の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その

他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)」

一 警察庁 警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)第二条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務

二 消防庁又は地方公共団体 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第一条に規定する任務を遂行するために行う事務

三 法務省 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の三

四 法務省 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三條に規定する刑事施設、少年院法（昭和二十

三多に規定する少年補導院、少年鑑別所、少年院、同法第十六条に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)第一条第一項に規定する婦人補導院の管

五 公安調査庁 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)第四条に規定する

事務

六 厚生労働省 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八号法律第十四号)第五十四号第五頁

七 国土交通省 航空法第九十六条第一項の規定する職務を遂行するためを行う事務

百六十五号)第二十三条に規定する警報に関する事務

九 海上保安庁 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二条第一項に規定する任務を遂行するために行う事務

十 防衛省 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三条に規定する任務を遂行するために行う事務

十一 国の機関、地方公共団体又は水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二条第二項に規定する水防管理団体 水防事務(第二号に定めるものを除く。)

年法律第二百二十三号)第三条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務(前各号に定めるものを除く。)

第三百三条の二十三項中「免許人等又は特定免許等不要局を開設した者が」を「無線局（前項の政令で定めるものを除く。）の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）」と改め、同項第二号中「不要局を開設した者」が「この改め、同項第二号中

項第一号中「昭和三十六年法律第二百二十三号」を削り、同号を同項第三号とし、同項第二号及び第三号に掲げる無線局を削り、前項第二号及び第十一号に定める事務の

前号に掲げるもの」に改め、「の免許人等又は特定  
先許等不要局を開設した者」を削り、同号を同項  
二号とし、同号の前で次の一号を加える。

前項各号に掲げる者から当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(専ら当該各号に定める事務の用に供する

第一項、第二項及び第五項から第十項まで

第百三条の第二十項中「免許人等」特定免許を不要局を開設した者又は表示者」を「電波利用料を納付しようとする者」に改め、同条第二十五項

を同条第四十二項とし、同条第二十四項中「第十二項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十三項を同条第四十項とし、同条第二十二項を同条第三十九項とし、同条第二十一項の次に次の十七項を加える。

22 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者(第二十四項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。)に納付を委託することができる。

23 電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しようとする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該電波利用料の納付があつたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

24 電波利用料の納付に関する事務(以下この項及び第三十二項において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの(次項から第三十四項までにおいて「納付受託者」という。)は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

25 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。

26 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

27 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

28 納付受託者は、第二十二項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

29 納付受託者は、第二十二項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を総務大臣に報告しなければならない。

30 納付受託者が第二十八項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

31 総務大臣は、第二十八項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の例による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十二項の規定による委託をした者から徴収することができる。

32 納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

33 総務大臣は、第二十四項から前項までの規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

34 総務大臣は、第二十四項から前項までの規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

35 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

36 第三十四項に規定する権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

37 総務大臣は、第二十四項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二十四項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第二十九項又は第三十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第三十四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

38 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 総務大臣は、前条第四項第三号に規定する研究開発の成果その他の同項各号に掲げる事務の実施状況に関する資料を公表するものとする。

別表第六(第三十三条の二関係)

| 無線局の区分                                            |                      | 金額                                 |     |
|---------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------|-----|
| 移動する無線局<br>(一)の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。 | 航空機局又は船舶局            | 使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの           | 四百円 |
|                                                   | 航空機局又は船舶局以外のもの       | 使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超え十五メガヘルツ以下のもの | 四百円 |
|                                                   | 使用中線電力が〇・一ワット以下のもの   | 使用中線電力が〇・一ワットを超え八十万五千              | 六百円 |
|                                                   | 使用中線電力が〇・一ワットを超え千三百円 | 使用中線電力が〇・一ワット以下のもの                 | 七百元 |

第百四条第一項中「第百三条の二及び第九章」を「及び次章」に、「及び第百三条の二の規定はを」の規定はに改め、同項ただし書中「第百三条及び第百三条の二を同条」に改める。

第百十條第二号中の規定又は第七十條の八第一項を「第七十條の八第一項又は第七十條の九第一項」に改め、同条第七号中「第七十條の八第三項の下に」第七十條の九第三項を加える。

第百十二條第四号中「第七十條の八第三項」の下に「第七十條の九第三項」を加える。

第百十三條第十六号中「第七十條の八第三項」を「第七十條の九第三項」に改める。

第百十六條第十八号中「第七十條の八第二項」の下に「及び第七十條の九第二項」を加える。

附則に次の一項を加える。

(検討)

14 政府は、少なくとも三年ごとに、第百三条の二の規定の施行状況について電波利用料の適正性の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第六を次のように改める。

二五

掲げる無  
線局を除く。

|                                    |                    |                 |
|------------------------------------|--------------------|-----------------|
| 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え五十メガヘルツ以下のもの | 設置場所が第一地域の区域内にあるもの | 千十八万三千百円        |
|                                    | 設置場所が第二地域の区域内にあるもの | 五百九万二千五百円       |
|                                    | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの | 百二万円            |
|                                    | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの | 三十四万三千三百円       |
| 使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの | 設置場所が第一地域の区域内にあるもの | 一億三千九百一十七千五百円   |
|                                    | 設置場所が第二地域の区域内にあるもの | 六千九百五十万七千七百円    |
|                                    | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの | 千三百九十万三千三百円     |
|                                    | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの | 四百六十三万五千六百円     |
| 使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの          | 設置場所が第一地域の区域内にあるもの | 二億七千九百七十八万七千二百円 |
|                                    | 設置場所が第二地域の区域内にあるもの | 一億三千九百八十九万四千五百円 |
|                                    | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの |                 |
|                                    | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの |                 |

|   |                                                                                    |                          |                                                                                |                         |
|---|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 五 | 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。） | 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの                                                             | 二千七百九十<br>十八万五千<br>円    |
|   |                                                                                    |                          | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの                                                             | 九百三十二<br>万八千八百<br>円     |
| 六 | 放送をする無線局（二の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。）                           | 六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの  | 設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの又は放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第二條第一項に規定する放送大学における教育に必要な放送の用に供するもの | 二十万二千<br>三百円            |
|   |                                                                                    |                          | 空中線電力が二キロワット未満のもの                                                              | 二十万二千<br>三百円            |
|   |                                                                                    |                          | 空中線電力が十キロワット以上のもの                                                              | 三億六千四<br>百六十八万<br>五千六百円 |
|   |                                                                                    |                          | その他のもの                                                                         | 七千二百九<br>十四万四千<br>四百円   |
| 七 | 放送をする無線局（二の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。）                           | 六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの  | 空中線電力が二キロワット以下のもの                                                              | 四万千円                    |
|   |                                                                                    |                          | 空中線電力が二キロワット以上のもの                                                              | 十四万二千<br>円              |



[illegible]

備考

- 一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。
- 二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。
- 三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。
- 四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。
- 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。
- 六 この表において「特定地域」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
- 七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。
- 八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイから二までに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄の金額とを合算した金額から、当該イから二までに定める金額を控除した金額とする。
- イ 一の項に掲げる無線局 四百円
- ロ 三の項に掲げる無線局 八千五百円
- ハ 四の項に掲げる無線局 千九百円
- ニ 九の項に掲げる無線局 八千五百円

九 次のイから二までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該イから二までに定める金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 三百円  
ロ 二の項に掲げる無線局 三千円  
ハ 四の項に掲げる無線局 千九百円  
ニ 五の項に掲げる無線局 千三百円  
十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇三〇五」を「〇・〇三〇〇」に改め、同表の二の項中「〇・〇五二七」を「〇・〇五一四」に改め、同表の三の項中「〇・四四五五」を「〇・四五〇四」に改め、同表の四の項中「〇・〇二五二」を「〇・〇二四七」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六八」を「〇・〇一六六」に改め、同表の六の項中「〇・一一九〇」を「〇・一一九四」に改め、同表の七の項中「〇・一六六七」を「〇・一六五八」に改め、同表の八の項中「〇・〇四一六」を「〇・〇四〇九」に改め、同表の九の項中「〇・〇二二五」を「〇・〇二二〇」に改め、同表の十の項中「〇・〇七二四」を「〇・〇七一五」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七三」を「〇・〇〇七四」に改め、同表の十二の項中「〇・五五三八」を「〇・五五六三」に改め、同表の十三の項中「〇・四四六三」を「〇・四四三七」に改め、同表の十五の項中「〇・二二二八」を「〇・二二五二」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八三四」を「〇・〇八二九」に改める。  
別表第八の一の項中「二千七百二十円」を「二千七百五十円」に、「二千五百円」を「二千八百十円」に、「二千三百二十円」を「千七百二十円」に、「二千三百円」を「千六百五十円」に改め、同表の二の項中「二千五百円」を「二千八百十円」に改め、同表備考第二号中「二千二百八十円」を「千六百十円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〇第九十九条の十一第一項の改正規定（通信連絡の下に「第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）を加える部分を除く。）並びに次条及び附則第七条の規定）公布の日

二 第三十八條の十一第一項の改正規定及び第三十三條の二の改正規定（同条第二項、第四項から第六項まで、第十二項及び第十三項の改正規定を除く。）並びに附則第九條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(電波監理審議会への諮問)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(附則

第五条において「施行日」という。前においても、この法律による改正後の電波法(以下「新

法」という。)第七十条の八第一項の規定による総務省令の制定のために、電波監理審議会に諮問することができる。  
(処分等の効力)  
第三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、

新法の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。  
(電波利用料に関する経過措置)  
第四条 新法別表第六の六の項の規定にかかわらず、同項に掲げる無線局のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用し、かつ、テレビジョン放送をするものであつて、次の表の無線局の区分の欄に掲げるものに係る電波利用料は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の金額の欄に掲げるとおりとする。

| 無線局の区分            |                                                         | 期 間                       | 金 額     |
|-------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------|---------|
| デジタル信号による送信をするもの  | その他のものであつて、三百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの                      | 平成二十二年十二月三十一日までの間         | 五千四百円   |
|                   | 空中線電力が〇・一ワット未満のもの                                       | 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 六百円     |
| 空中線電力が〇・一ワット未満のもの | 空中線電力が〇・一ワット未満のもの                                       | 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 千三百円    |
|                   | 空中線電力が〇・一ワット以上十キロワット未満のもの                               | 平成二十二年十二月三十一日までの間         | 一万七千二百円 |
| 空中線電力が十キロワット以上のもの | 設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの又は放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第二十一条に規定するもの | 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 三万四千五百円 |
|                   | 空中線電力が十キロワット以上のもの                                       | 平成二十二年十二月三十一日までの間         | 九万九千九百円 |
| 空中線電力が十キロワット以上のもの | 空中線電力が十キロワット以上のもの                                       | 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 一万七千二百円 |
|                   | 空中線電力が十キロワット以上のもの                                       | 平成二十二年十二月三十一日までの間         | 三万四千五百円 |

|                   |                                        |                           |                |
|-------------------|----------------------------------------|---------------------------|----------------|
| 空中線電力が百キロワット以上のもの | 設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの又は放送大学学            | 平成二十年十二月三十一日までの間          | 一万七千二百円        |
|                   | 図法第二条第一項に規定する放送大学における教育に必要な放送の用に供するものの | 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 三万四千五百円        |
| 空中線電力が百キロワット以上のもの | その他のもの                                 | 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 九万九千九百円        |
|                   | その他のもの                                 | 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 六百十九万四千四百円     |
| 空中線電力が百キロワット以上のもの | その他のもの                                 | 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 千二百三十八万八千八百円   |
|                   | その他のもの                                 | 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 三千三百二万九千八百円    |
| 空中線電力が百キロワット以上のもの | その他のもの                                 | 平成二十年十二月三十一日までの間          | 三千九十六万九千九百円    |
|                   | その他のもの                                 | 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 六千九百九十三万九千七百円  |
| 空中線電力が百キロワット以上のもの | その他のもの                                 | 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 一億六千五百十三万七千九百円 |
|                   | その他のもの                                 | 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間 | 三万七千九百円        |

2 前項の表において「設置場所」又は「特定地域」とは、それぞれ新法別表第六備考第一号又は第六号に規定する設置場所又は特定地域をいう。

第五条 施行日前に免許又は旧法第二十七条の第十八第一項の登録を受けた無線局については、新法第百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十三項の規定並びに前条の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（新法第百三条の二第一項に規定する応当日（以下この条において単

2 新法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る

電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三条の二第一項及び第十三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第七十条の八及び第八十条の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後二年を目途として、新法第百三条の二第二十四項から第三十八項までの規定の施行状況について電波利用料の徴収の確保及び電波利用料を納付しようとする者の便益の増進の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国

との相互承認の実施に関する法律の一部改正)  
第九条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第二十五項」を「第四十二項」に改める。

(放送法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「第七十条の八」を「第七十条の九」に改める。

平成二十年五月二十三日印刷

平成二十年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局